

「月刊フェスク」522号 令和7年3月25日発行（毎月1回25日発行）

ISSN 1343-5116

消防・防災関係者のための最新情報誌

月刊フェスク

Fire Equipment & Safety Center of Japan

4

2025

一般財団法人
日本消防設備安全センター



特別寄稿

輪島市大規模火災の教訓 大津波警報下の消防活動は

消防庁のうごき

令和6年版消防白書の概要

表紙に寄せて

撮影地…山梨県北杜市
撮影・文…清水正仁

残り雪と零れ桜

四月。日本人が日本人としてもっとも思い入れが深い季節。桜は元より社会も学校も年度明けとなり、何かとスタートの時期と称される。環境が変わる人もあれば、新たな目標をたてる人も多いだろう。

自然界に目を転じると寒くて長いモノトーンの季節から、一気に花々の咲く明るくて眩しい陽気な世界へと変貌する。毎年何気なく過ごしているが、フィインダーを通して、記憶が記録として残り、歳を重ねるほどその感動も増している。最近ではあと何回この感動を体験できるのだろうか……などと寂しい感情も含まれるようになってきた。人生は短い。やりたいことは後回しにせず、日々感動を重ねていかないともったいない。自分も歳を重ね、親や世話になってきた方々との別れも増えてきた。自然の中に身を置くにつくづくそのような自問自答をします。

少々湿っぽくなってしまったが、健康なうちは自然写真をライフワークとして撮り続けたい。そして身体が思うように動かなくなったら、撮り溜めた写真を題材に水彩画でも習いたいと思っている。仕事以外はあるべくシンプルに生きていきたいものだ。

さて余談が長くなってしまったが、表紙写真の山は山梨県にある甲斐駒ヶ岳。南アルプスの一角を担う

重鎮である。麓には某飲料メーカーの工場があり、テレビCMでも度々登場する日本百名山の一つである。

撮影は四月中旬。この日は富士山狙いで未明に河口湖に来ていた。ところが、リサーチ不足で富士山は完全に雲の中。晴れる気配すらない。諦めようかと思ったが天気図を見ると河口湖から甲府盆地に抜けると晴れているらしい。すかさず車を走らせると御坂峠を越えたあたりから朝日が南アルプスに射込み始めるのが見えた。峠一つでこんなにも天気が変わることに少々驚いてしまふ。目的地につくと残雪の甲斐駒ヶ岳がくっきりと出迎えてくれた。

やっとの思いで撮影に入るとちょっと計算違いが発生。早くも桜が散り始めて、ところどころが葉桜になっている。残念だがこれも一期一会。思い出として真剣に撮影した。散り始めの桜には零れ桜（しづれざくら）という素敵な呼び名があるらしい。山はやっと冬が終わろうとしているのに里では春が終わろうとしている。

むしろ現代社会よりもスピード感があり厳しい世界を見ているのではないか……フィインダーから目を離し、この圧倒的な空間に身を委ねると自分を元の位置に戻してくれる。人生と自然が共鳴するこのタイミングを今後も大事にしていきたい。



(上)春のひとつき
(左上)残り雪と零れ桜 (左下)大地の芽吹き



消防設備士 受験直前対策

好評
販売中



■B5判 316頁
■定価 3,630円(税込)



■B5判 173頁
■定価 1,680円(税込)



■B5判 139頁
■定価 2,310円(税込)

安全センターオンラインショップからお申込みください。 一般財団法人日本消防設備安全センター

はじめました! 日本消防設備安全センター メールマガジン

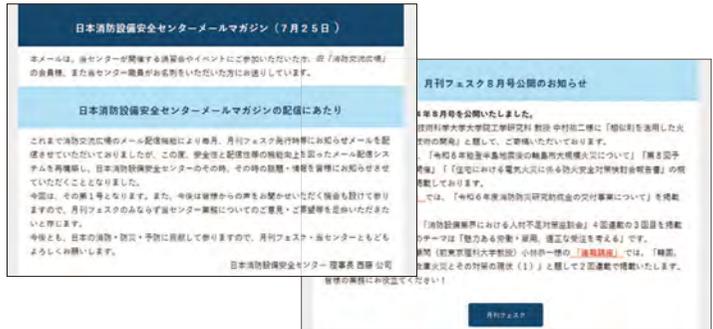
MAIL MAGAZINE

毎月
25日頃
配信

その時々話題・情報を皆様
にお知らせいたします。
ぜひ活用ください。

メールマガジン登録

<https://byam003.am.arara.com/fescmail/subscribe.php>



担当 企画研究部 櫻井/国分
電話 03-5422-1492 FAX 03-5422-1584
メール kikaku119@fesc.or.jp

一般財団法人
日本消防設備安全センター

消防予防業務の今すぐ「知りたい」がここにある！

査察業務をゼロから知りたい、勉強し直したい方はコチラ！

見てわかる！ ささつの本 自信を持って現場へGO！

福岡市消防局 編著

◆B5判／352頁 ◆定価2,970円（本体2,700円＋税10%）

- ☆「そもそも立入検査ってどこに行くの？」という疑問にも丁寧に回答！アポイントの取り方や名刺交換等、具体的に解説。
- ☆「法のからくり」や「トラブル事例集」等、事前知っておくべき内容も登載。



火災報告で迷っている方はコチラ！

令和7年版 火災報告取扱要領 ハンドブック

防災行政研究会 編

◆B5判／464頁 ◆定価3,190円（本体2,900円＋税10%）内容現在 令和7年2月1日

- ☆「火災報告取扱要領の解説」は、事例も豊富に盛り込み、分かりやすく解説！
- ☆重要項目に解説・参考条文付き。



設備基準について知りたい方はコチラ！

12訂版 消防・建築設備早見帖

消防法規研究会 編集 内容現在 令和6年12月1日

◆ポケット判／248頁 ◆ビニールクロス装 ◆定価1,980円（本体1,800円＋税10%）

- ☆消防・建築防災設備の設置又は措置について、消防法関係及び建築基準法関係の両面から一目で分かるよう編集した使いやすいポケット判！
- ☆【消防法関係】消防法施行令第8条区画について改正（R6.1.17政令第7号）。
- ☆【建築基準法関係】特定主要構造部、建築副主事について改正（R4.6.17法律第69号、R5.6.16法律第58号）。



 東京法令出版株式会社

東京法令出版公式X
(旧Twitter)アカウント

 @tokyo_horei

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

 <https://www.tokyo-horei.co.jp/>

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272 0120-338-923

(携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

特別寄稿

- 2 **輪島市大規模火災の教訓
大津波警報下の消防活動は** NHK解説委員室・解説主幹 松本浩司

消防庁のうごき

- 10 **令和6年版消防白書の概要** 消防庁総務課
22 **令和6年度 全国消防防災主管課長会議の開催** 消防庁総務課
24 **消防同意等の電子化推進に向けた取組について** 消防庁予防課予防係 倉田拓起

安全センターのうごき

- 27 **オンラインによる消防設備士講習の受講開始について** 一般財団法人日本消防設備安全センター業務部講習課

もう少し知りたい防火法令の基礎知識 [第98回]

- 28 **自動火災報知設備の設置対象の変遷** 危険物保安技術協会特別顧問(前東京理科大学火災科学研究所教授) 小林恭一

エッセイ

- 34 **能登半島地震で築く防災の輪** 東京消防庁体育文化会 ボランティア部会

消防行政情報 [第8回] 予防業務優良事例表彰

- 38 **電子申請等対応機器導入による予防業務プロセスの改善** 吹田市消防本部

違反是正

- 42 **出張所が担当した違反処理事例及び警防要員による
吏員命令体制の整備** 川崎市中原消防署警防第2課刈宿出張所長 甲斐倫太郎

事例研究

- 48 **府県を越えて2つの消防本部が連携した火災原因調査事例** 久御山町消防本部・三田市消防本部

防災見聞録

- 52 **新・日本消防会館 2024年8月竣工、1階展示スペースも充実**

56 **製品情報** コンセントに差し込むだけの感震ブレーカー[ZEN断] 日本防災スキーム株式会社

60 **全国の消防から** Live119による指導のもと店員が異物除去成功 東京消防庁・調布消防署 ほか

61 **安全戦隊FESCLレンジャー** 〈第12話〉カジダーと住警器おじさんの対決

62 **トピックス** PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項について
相談できる処理施設の紹介 一般社団法人日本消火装置工業会 第二部会技術分科会 主査 入江健一

66 **伝言板** 2025年度 蓄電池設備整備資格者講習のご案内 一般社団法人電池工業会

68 第三回建設業&設備業DXフェア2025 一般社団法人全国設備業DX推進会

69 ホームページをリニューアルします 日本消防検定協会

表紙に寄せて “残り雪と零れ桜” 清水正仁

輪島市 大規模火災の教訓 大津波警報下の消防活動は

特別寄稿



はじめに

令和6年1月1日の能登半島地震で輪島市の朝市通りで発生した大規模火災は4万9,000㎡、240棟が焼失し19人が死亡・行方不明になるという大惨事になった。火災現場は輪島市のハザードマップで浸水が想定される地域にあたり大津波警報が長時間発表され、消火用の水も確保できないという極めて困難な状況のなか、消防は安全を確認しながら懸命の消火活動を行った。それによって延焼を食い止めたが、焼失した地域には地震直後、倒壊建物の下で生存していた人が複数いたこともわかった。想定される南海トラフ地震をはじめ今後の津波災害でも消防職団員の安全確保と消防活動の両立のために厳しい判断を迫られるケースが想定され、総務省消防庁は全国の消防本部などに「浸水想定を勘案した消防活動計画」の策定を求めた。津波警報下の消防活動と事前の備えについて考える。

救えなかった命

輪島朝市通りにある実家に帰省していた清水宏紀さんは、地震が起きたとき母きくゑさん(75)の2日遅れの誕生日を祝い、父博章さん(73)と3人でケーキやおせち料理を食べていた。1回目の揺れの後、両親を避難させるため家を出て車を取りに行ったとき2回目の強い揺れが起きた。自宅は1階部分が押しつぶされた。外から声をかけるとききくゑさんが返事をした。その声はしっかりしていて清水さんは「ただ閉じ込められているだけで大丈夫そうな感じだった」と話す。清水さんは救助をしようとしたが機材もなくどうすることもできず、火災が迫って避難をせざるを得なかった。清水さんが「悪いけど避難するよ」と伝えるとききくゑさんは「わかったよ」と答え、これが最後の言葉になった。

清水さんの実家は焼失した地域(図1)のなかで火元から遠い一番東側にあたり、延焼がおさまった地点から30mほどの距離だった。住民たちに取材をすると延焼が遅かった地域



NHK解説委員室・解説主幹
松本浩司

NHK社会部記者、デスクを経て2009年から解説委員。阪神・淡路大震災をはじめ30年以上自然災害や事故・火災等の現場取材し報道してきた。能登半島地震の被災地も継続して取材している。北海道大学広域複合災害研究センター客員教授。



1階部分が倒壊した清水さんの実家



清水宏紀さん

の少なくとも4軒で地震直後は生存していたという証言が得られた。倒れた家の中から助けを求める声が聞こえたり、携帯電話で親戚や知人たちに電話をかけ必死に助けを求めたりした人もいた。延焼をもう少し早く食い止めることができれば命を救うことができた可能性があったのだ。

再び問われた大津波警報下の消防活動

輪島朝市の火災は大津波警報などが発表されるなか、ハザードマップで浸水が想定される地域で火災が延焼し、消防は「消防活動」と「安全」という14年前の東日本大震災で問われた重い課題に再び直面した。

東日本大震災では避難を呼びかけたり水門を閉めにいたりした消防団員と職員280人が殉職した。この教訓を受け、震災後、総務省消防庁は安全確保のため「消防活動中であっても自分の命を守ることを優先する」という安全指針^(注1)を打ち出した。「津波の到達が予想される時刻までに余裕をもって退避をする」



朝市通りでの消火活動(写真提供:川端卓さん)

というものだ。一方、輪島朝市では指針が対象としない状況に直面した。いったん退避をして津波の第一波は到達したが、引き続き大津波警報が出続けているなか、津波ハザードマップで浸水が想定されている区域で火災が燃え広がったのだ。

気象庁は地震発生2分後の午後4時12分に石川県などに津波警報(予想津波高3m)を発表。午後4時21分に輪島港で1.2mの津波が観測され、22分に石川県能登の警報を大津波警



図1 焼失した地域(朝市通り周辺)

報(同高5m)に切り替えた。これ以降は地盤の隆起によって輪島港の観測データが得られなくなった。火災が覚知されたのは午後5時23分で、観測データが得られないなか、第2波、第3波の恐れがあるため大津波警報が継続されていた。

全国の消防本部のなかには「津波警報が継続している間は浸水想定区域での活動はしない」と定めているところもあるが、今回、消防は大津波警報下、浸水想定区域内で消火活動を行った。消防団員は住民に「津波が来るから避難しろ」と大声で呼びかけながら自らは浸水想定区域の火災現場に走った。



消防はどう判断したのか。火災現場の輪島市街地については2つの浸水想定があった。

石川県は平成24年3月に津波の浸水想定区域図をつくり、それをもとに輪島市は津波ハザードマップを作成し、これが現在も正式な「輪島市津波ハザードマップ」になっている(図2左)。このマップでは赤枠で囲んだ延焼範囲はほぼ全域が浸水想定区域に含まれ、津波の高さは最大2mとされている。(注2)

その後、国が新たな指針を示したことを受け石川県は平成29年5月に新たな浸水想定区域図を作った(図2右)。この区域図では浸水が想定される範囲は小さくなり、朝市通りから南側などは浸水想定区域から外れている。ただしシミュレーションには幅があることから県は輪島市のハザードマップの浸水想定範囲、つまり青線より海や川側の範囲は「避難が必要」としている。火災現場はこの範囲内にある。県はこれが現在の正式な浸水想定区域図だとしている。(注3)

一方、これらとは別に石川県は平成24年7月に上記24年3月作成分の追加調査を行い、当時想定されていた4つの地震断層のうち能

東日本大震災では避難を呼びかけたり水門を閉めにつたりした消防団員と職員280人が殉職した。

登半島北方沖を震源とする地震について陸側地盤の隆起を考慮した浸水想定区域図を作成していた(図2下)。これによると浸水範囲は海岸のごく一部にとどまっている。(注4)

地元の消防はこの区域図では現場は浸水が想定されていないこと、29年の県想定では「津波の最大波の到達は地震から27分後」とされていて火災覚知時すでにそれを1時間以上経過していたこと、輪島市津波ハザードマップで高い津波が想定されている場所に津波が到達した痕跡がないことを確認したことから活動が可能であると判断。津波警報が出ている間は海岸には近づかない方針を立て「隊員の安全に十分な配慮をしたうえで消火活動にあたった」と説明している。

大津波警報が津波警報に切り替えられたのは午後8時30分、警報が注意報に切り替えられたのは日付が変わった2日午前1時15分、注意報が解除されたのは午前10時だった。

消火活動と延焼の拡大

消火活動はどのように行われ、延焼はどうか広がったのか。現場調査を元に延焼の様子を再現した消防研究センターのシミュレーションと取材をもとに推移を見ていく(図3)。

火災は地区の南側にある建物から出火した。覚知の3分後に消防車が到着し消火活動を始めたが消火栓は断水のためすべて使えず、川の水は地盤の隆起で水位が下がりほどなく使えなくなった。南よりの風で、朝市の中心部に向かって赤で示した延焼家屋が広がっていった。

消防は火元の両側に延焼を阻止するラインを設定したが越えられてしまう。次の阻止ラインに集中的に放水するものの地下の防火水槽は容量が小さくすぐに空になってしまった。後の検証報告によると当時風は弱く、延焼速度は阪神・淡路大震災の0.8~1.8倍程度。消防団員も延焼の速度は速くなかったと証言す

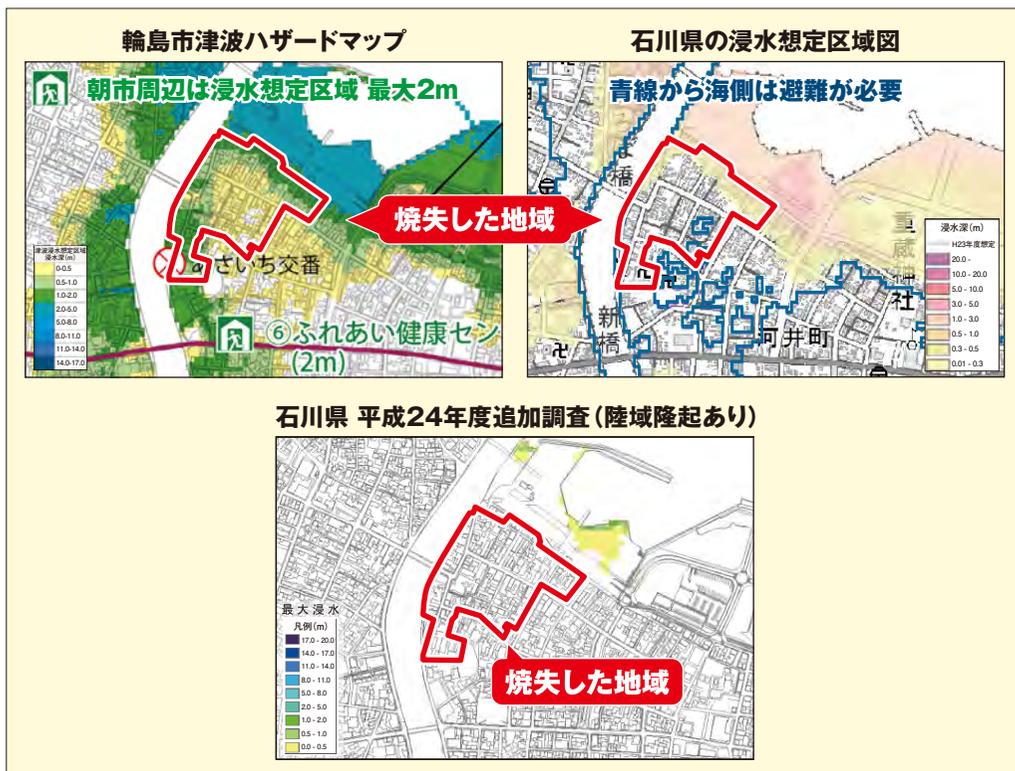


図2 輪島市津波ハザードマップと石川県の浸水想定区域図

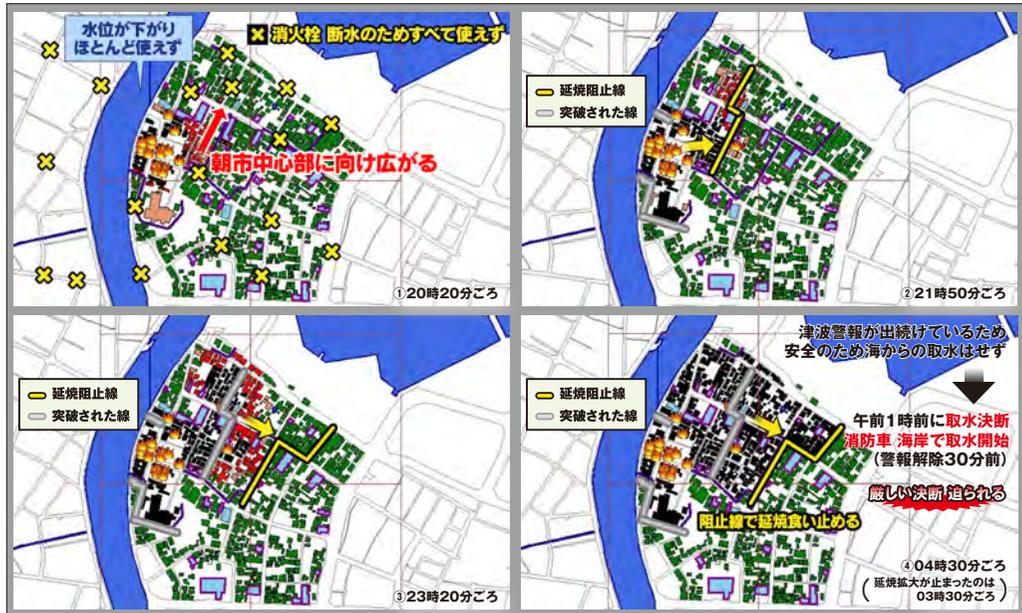


図3 延焼の推移①(消防研究センター延焼シミュレーションに加筆)

るが、火の勢いを止められずに、じりじりと後退を強いられた。

カギになった海からの取水

カギを握ったのは海から水を取る判断だった。海から取水ができれば水不足はいっきに解消できるが消防は津波警報が出続けているため隊員の安全を考慮して海岸での取水を押しとどめていた。しかし500m離れた小学校のプールの水など水源が尽きかけたため取水を決断。午前0時48分に消防車を海岸につけ現場への送水を始めた。結果的に津波警報が解除になる27分前で、綱渡りのようなオペレー

ションだったと言えるだろう。

消火活動を指揮した輪島消防署の出坂正明署長は「津波警報が継続していたがプールの水を使い切ることが予想され、ほかに選択肢はなかった。取水した岸壁の海面は地盤隆起でふだんより下がっており予想津波高さを考慮しても大丈夫だと考えた」と話す。

海水を利用した効果は非常に大きく、最終的な阻止線の左側の家屋は焼け落ちてしまったが、それ以上の延焼は食い止めることができた。消防研究センターのシミュレーションでは仮に消火活動が行われていなかった場合に比べ延焼範囲を半分以下に抑えたと分析している。

シミュレーションによると冒頭で紹介した清水さんの家があるブロックに火が燃え移ったのは火災の発生確認から7時間以上経った午前1時過ぎと見られる(図4)。海水の取水によって延焼拡大が止まる2時間あまり前のことだった。

朝市通りで電気店を営み、当時消防団長として消火活動にあたった川端卓さんは「水がまったく足りずに火の粉が頭の上を越えて朝



図4 延焼の推移②(消防研究センター延焼シミュレーションに加筆)

市通りの向かい側の建物の屋根に飛んでいくのをずっと見ているしかなかった。全く力不足だった」と振り返る。そのうえで「もっと早く海水を使うことができているならば早い段階で延焼を食い止めることができた可能性があり、残念でならない」と話す。

大津波・津波警報はなぜ長時間発表されたのか

今回、大津波警報は地震発生から4時間20分、津波警報は9時間にわたって継続された。なぜ長時間警戒が必要なのか。津波は繰り返し押し寄せ、時間が経ってから最大の津波が到達することがしばしばある。図5は能登半島地震のときの津波観測点のデータだ。輪島港と珠洲市長橋は地震後の地盤の隆起などでデータが得られなくなったが、ほかの富山や七尾では長時間にわたって繰り返し高い潮位が観測された。気象庁はこのデータの減衰状況と津波のシミュレーション結果を基に切り替えや解除を判断したが「今回の津波は日本海の閉じた空間で反射・屈折を繰り返すことにより、場所によって最大波の出現が遅く、長時間継続するという特徴があった」と説明す

る。現場の職員によると日本海で起きた過去の地震では津波が大陸側に達して反射し、3～4時間くらいの時間をかけて戻ってきて高い潮位を観測することが多く「今回は津波が減衰しはじめても反射波が到達するまで3～4時間は様子を見る必要があった」と話す。

今後どう生かしていくのか

輪島朝市の火災では消防署員と消防団員あわせて48人が消火活動にあたった。過酷な条件のなか、最善を尽くしたことに感謝の気持ちと敬意を表したい。そのうえでこの経験を今後どう活かしていけばよいのか。

総務省消防庁は今回の火災を受けて専門家などによる「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を設置し課題を検証した。このなかでは東日本大震災のときに続いて消防活動と隊員の安全の問題があらためて議論された。委員から気象庁に対し「長時間継続される住民向けの津波警報とは別に、救助のプロ向けの情報を出せないのか」という問いかけがあり、気象庁は「技術的に難しい」と答えた。議論の結果、報告書で

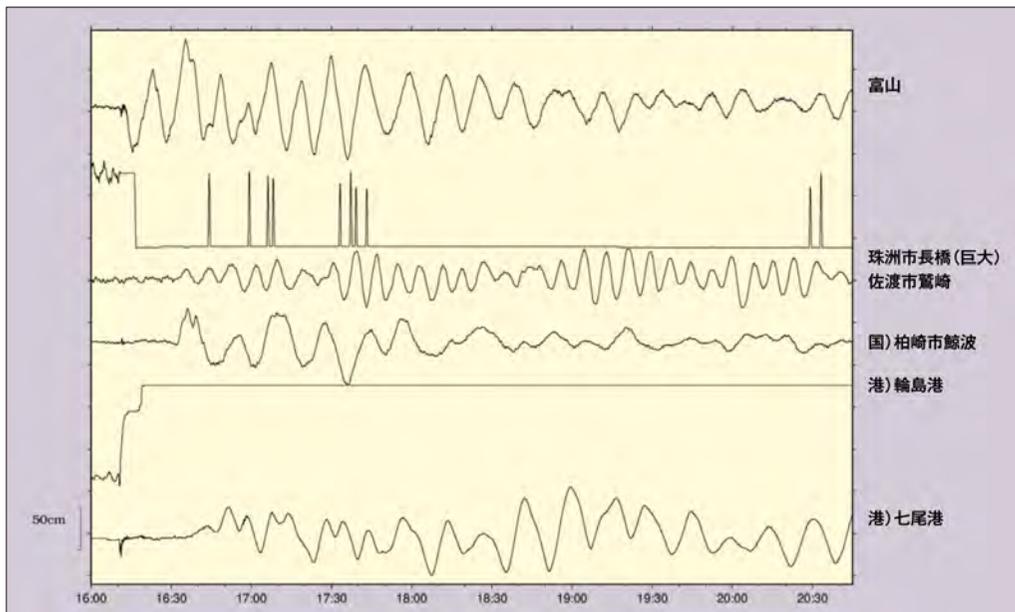


図5 津波警報が出ていた時間帯の津波波形図(気象庁「令和6年の能登半島地震」について(第3報))

は「津波警報が出ているときは消防隊員も避難することが基本」だと指摘したうえで消防と気象台との間でホットラインを設けるなどして潮位データや警報の見通しなどを共有し、消防が活動を開始（再開）したり撤退したりする判断をしやすくする体制をつくることを提言。津波の浸水想定区域内で木造住宅が密集する地区での消防活動計画の策定を求めた。^(注5)

その計画策定のため専門家などによる意見聴取会が設けられ、「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画(例)」がまとめられ、昨年末、これを参考に計画づくりを進めるよう全国の消防本部に通知が出された。^(注7)

通知と「計画(例)」では、▼計画策定にあたって自治体と連携し専門家を含めた検討会を開催したり、津波のシミュレーションなどを行う▼平時から気象台とのコミュニケーションを密にして津波災害時に連携がとれるよう顔の見える関係を作る▼木造密集地域を抱える消防本部は震災時の消防水利の確保や遠距離送水など火災防ぎょ計画を見直すことなどを求めている。

そして津波警報等の種類に応じて「進出(活動)が可能な区域」を事前に定めておくことを求めている。具体的には大津波警報が出ている時は想定される最大の浸水範囲(ハザードマップで示されている危険エリア)の外、津波警報時は3mの津波による浸水が想定される範囲の外、津波注意報発令時は堤防のない海

岸や堤防から海側を除く全域としている(図6)。そして津波到達予想時刻以降は▼気象台とのホットラインを通じて津波の観測状況や警報等の切替・解除などの情報や今後の見通しを確認する▼ヘリコプター、ドローン、監視カメラなどによる状況把握▼退避場所・経路の確認や情報連絡手段の確保などを行い、「安全が確保できる場合は活動を行う」としている。

前述のように東日本大震災のあと大津波・津波警報下、津波の第一波が到達するまでの活動指針が示されたが、今回の「計画(例)」はそこで抜け落ちていた第一波が到達したあと警報が継続しているときの活動の考え方を示すものとなっている。津波浸水想定区域での活動について東日本大震災のあと安全管理のための計画策定が求められているが沿岸部を管轄する356消防本部のうち策定しているのは110消防本部と約3割にとどまっている。また木造密集地域については糸魚川大火を受けて火災防ぎょ計画が求められているが、津波浸水想定区域にある木造密集地域を抱える178消防本部のうち策定済みは約20パーセントにあたる36消防本部にとどまっている。^(注8) 輪島市での大規模火災を受けてこれらの計画を策定していないところは策定を、策定済みのところも今回の教訓を踏まえて計画を見直す必要がある。そのために国は中小規模の消防本部を支援することが求められる。



当時消防団長だった川端卓さん



出坂正明輪島消防署長

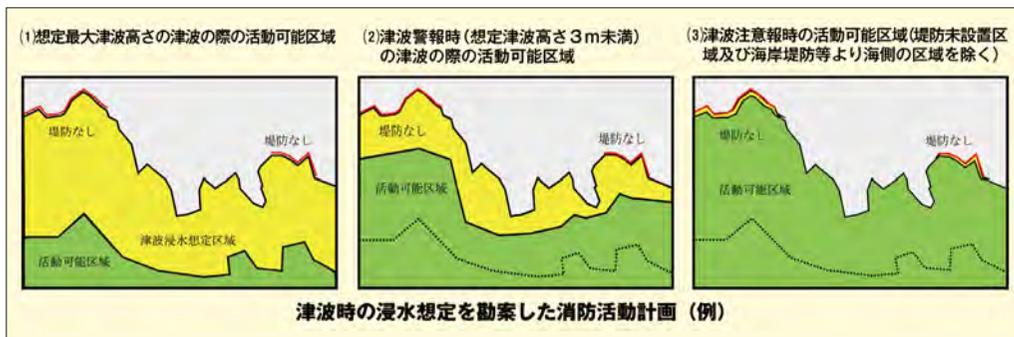


図6 進出(活動)可能な区域の事前設定

まとめ

能登半島地震では輪島市の大規模火災を含め石川県、富山県、新潟県で17件の地震火災、津波火災が発生した。今後の地震・津波でも同様の事態に直面すると考えられる。例えば南海トラフ巨大地震については今後30年以内に起きる確率が今年1月、「70%から80%」から「80%程度」に引き上げられた。この地震ではマグニチュード8クラスの巨大地震が連続して起こる可能性がある。例えば、駿河湾から紀伊半島沖までの震源域で地震が発生すると巨大津波がそれらの沿岸を襲うだけでなく、四国や九州にも大きな津波が達して被害を起し、大津波警報や津波警報が長時間出続けると考えられる。加えて紀伊半島沖から九州沖にかけての割れ残った震源域でふたたびマグニチュード8クラスの巨大地震が発生する恐れがあり「南海トラフ臨時情報(巨大地震警戒)」も発表される。こうしたなかで消火活動をしたり、取り残された住民を救助したりするためにどう対応するのか、とても難しい課題だ

が目を背けるわけにはいかない。

「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会報告書」はもうひとつ重要な観点を指摘している。「老朽木造住宅が密集している区域で津波浸水被害が予想されている区域については、住民の意向を十分に踏まえつつ、防火地域または準防火地域に指定するなど重点的に不燃化を進めるべき」という提言だ。検討会委員の一人は「燃えやすい町をそのまま放置しておいて、火災が起きたら津波の危険があっても消防に『消しに行ってくれ』というのは無責任ではないか」と指摘する。火災を起こさない、また燃え広がらないようにするため建物の耐震化や不燃化の取組みを強化する必要がある。

今回の地震と火災は「救助をされる側」と「救助をする側」の両方の命を守るため、最善の準備をすることの重要性をあらためて問いかけた。能登半島地震と東日本大震災の教訓を今一度重くうけとめ、備えを進めてもらいたいと思う。

(注1) ❷「大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方について」(平成24年)
 (注2) ❷輪島市津波ハザードマップ
 (注3) ❷石川県津波浸水想定の設定について
 (注4) ❷石川県津波浸水想定調査の追加調査について
 (注5) ❷輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会
 (注6) ❷津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等に関する意見聴取会
 (注7) ❷輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について(通知)
 (注8) ❷地震時及び津波災害時の消防活動についての調査結果(令和6年 総務省消防庁)



令和6年版消防白書の概要

消防庁総務課

近年、激甚化・頻発化する災害等から国民の生命、身体及び財産を守る消防の果たす役割はますます増大しており、毎年刊行する消防白書で、その活動について紹介しています。

令和6年版消防白書(令和7年1月21日閣議配布)では、特集において、令和6年能登半島地震等への対応のほか、近年の大規模災害等への対応、緊急消防援助隊の充実強化、増大する救

急需要への対応、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、消防防災分野におけるDXの推進、国民保護施策の推進及び新技術の進展を踏まえた消防防災行政の対応について記載していますので、その概要をご紹介します。

なお、詳細は、[消防庁ホームページ](#)に掲載していますので、ご覧ください。

特集1 令和6年能登半島地震等への対応

※被害情報は令和6年11月21日時点

【令和6年能登半島地震への対応】

- 令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方において、輪島市及び志賀町で最大震度7を観測する地震が発生した。
- 発災後、直ちに消防庁長官は緊急消防援助隊の出動の求めを行い(後に出動指示に切替)、発災当初から2,000人を超える規模の部隊を展開した。
- 被災地域の消防団は、常備消防と連携した消火・救助活動や、避難所運営支援や巡回・警戒活動を実施した。



発災後72時間を経過した状況下での要救助者の救出現場(輪島市)



輪島市消防団による消火活動の様子

人的被害	住家被害
死者 447人、行方不明者 3人、負傷者 1,344人	138,884棟

【地震の検証と今後の対応】

- 消防庁においては、輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方や、緊急消防援助隊の活動などについて検証を行った。
- 緊急消防援助隊や常備消防、消防団の更なる充実強化など、消防防災対策の強化に一層注力していくこととしている。



消防庁職員の被災地出動状況(輪島市大規模火災の原因調査)

【令和6年9月20日からの大雨への対応】

- 令和6年9月21日午前、石川県に線状降水帯が発生し、石川県能登地方を中心に、河川氾濫、浸水、がけ崩れ等が発生した。
- 同日、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動の求めを行い、600人規模の部隊を展開した。

人的被害	住家被害
死者 16人、負傷者 47人	2,301棟



緊急消防援助隊の活動の様子(令和6年9月20日からの大雨)

【羽田空港における航空機火災】

- 令和6年1月2日17時47分頃、東京国際空港（羽田空港）C滑走路において、日本航空機と海上保安庁機が衝突し、両機が全焼した。
- 国土交通省東京空港事務所の化学消防車6台が出動するとともに、管轄の東京消防庁からは、大型化学消防車、救急車等115隊が出動し、消火・救急等の活動が行われた。

人的被害
死者 5人、負傷者 16人



屈折放水塔車を用いた消火活動の様子（東京消防庁提供）

【宮崎県日向灘を震源とする地震】

- 令和6年8月8日16時42分、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、宮崎県日南市で震度6弱を観測した。
- また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が気象庁から初めて発表され、消防庁は南海トラフ防災対策推進地域に係る都府県に対し、必要な周知を実施した。

人的被害	住家被害
負傷者 16人	83棟

日付	時刻	消防庁の対応
8月8日	16時43分	消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置（第3次応急体制）
	17時24分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁から発表された「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を周知
	19時31分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、気象庁から発表された「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を周知
	21時54分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、「日向灘を震源とする地震に係る関係省庁災害対策会議」の情報を提供
8月15日	17時11分	南海トラフ地震防災対策推進地域に係る都府県に対し、政府としての特別な注意の呼びかけを終了したことを周知

【令和6年台風第10号】

- 令和6年8月22日に発生した台風第10号の影響により、8月27日から9月1日にかけて、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となった。
- 大規模ながけ崩れが発生した愛知県蒲郡市では、地元消防本部や県内応援隊により、救助活動が行われた。

人的被害	住家被害
死者 8人、負傷者 134人	4,986棟



救助活動の様子（蒲郡市消防本部提供）



特集3 緊急消防援助隊の充実強化

【緊急消防援助隊】

- 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制として、同年6月に緊急消防援助隊が創設された。
- 創設当初1,267隊であった登録隊数は6,661隊(令和6年4月1日現在)まで増加し、地震、火災、土砂・風水害のほか、噴火や列車事故などのあらゆる種別の大規模災害に対して、発足から令和6年11月までに45回出動し、人命救助活動等を実施してきた。



重機を活用した捜索・救助活動の様子(平成28年熊本地震)



救命ボートを活用した救助活動の様子(令和元年東日本台風(台風第19号))

【激甚化・頻発化する災害に対する取組】

- 近年は、災害が激甚化・頻発化するとともに、南海トラフ地震などの大規模地震の発生の危険性も切迫している。それらの災害に的確に対応するため、部隊の増強を図るとともに、緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用や、消防組織法第50条による無償使用制度を活用した車両・資機材の配備により、装備等の充実を図っている。
- 全国6ブロックにおける地域ブロック合同訓練や、全都道府県が参加する全国合同訓練を実施し、緊急消防援助隊の消火・救助技術や指揮・連携活動能力等の向上を図っている。



拠点機能形成車

海水利用型消防水利システム(スーパーボンバー)

特別高度工作車

近年の緊急消防援助隊の配備車両等

【令和6年能登半島地震等を踏まえた取組】

- 消防庁では、道路損壊等により進出が困難となった場合の対策として、車両の小型化・資機材の軽量化や空路・海路での応援部隊等の進出に向けた関係機関との連携、航空運用調整の強化、緊急消防援助隊の活動環境の整備を進めていく。



自衛隊輸送機による部隊輸送の様子(令和6年能登半島地震)

特集4 増大する救急需要への対応

【救急業務の現況】

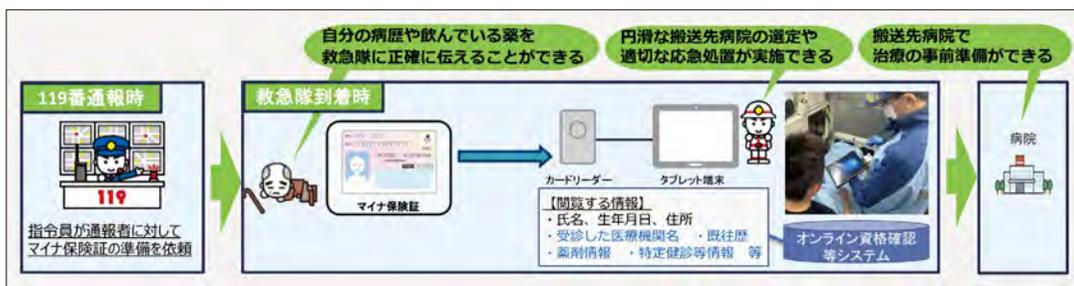
- 令和5年中の救急自動車による全国の救急出動件数は763万8,558件、救急自動車による搬送人員は664万1,420人となり、集計を開始した昭和38年以降、最多となった。
- また、令和6年5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員についても9万7,578人となり、集計を開始した平成20年以降、最多となった。

【救急業務に係る取組】

- 救急需要が増大する中、救急業務を安定的かつ持続的に提供することは、近年の大きな課題となっており、消防庁ではマイナ救急や#7119などの取組を推進している。

■マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化(マイナ救急)

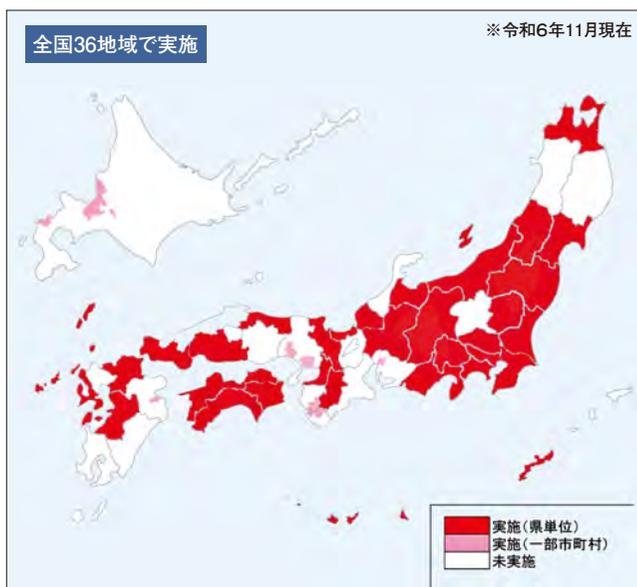
- 健康保険証として利用登録をしたマイナンバーカードを活用して、救急隊が、救急搬送する傷病者の過去の受診歴や薬剤情報などの医療情報等を閲覧することで、医療機関の選定や搬送中の応急処置を適切に行うことが期待される。
- 令和6年度は、67消防本部660隊の参画を得て実証事業を行い、運用面での課題整理や有効事例の収集等を行っている。



マイナ救急事業イメージ

■救急安心センター事業(#7119)

- 住民が急な病気やけがをしたときに、「救急車を呼んだほうがいいのか」「今すぐ病院に行ったほうがいいのか」など判断に迷った際の相談窓口として、医師・看護師・相談員から電話でアドバイスを受けることのできる救急安心センター事業(#7119)の導入を推進している。



救急安心センター事業(#7119)の普及状況

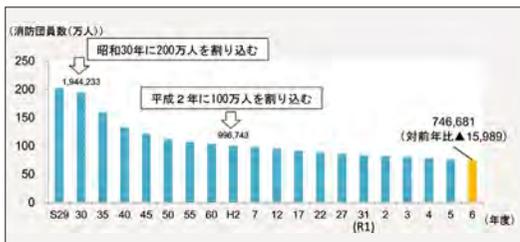


特集5 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

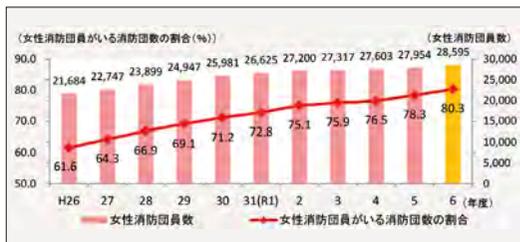
【消防団の現状】

- 消防団員数は年々減少。令和6年4月1日現在、前年に比べ、1万5,989人減少し、74万6,681人となっている。
- 一方、入団者数については、入団促進に向けて重点的に取り組んできた女性消防団員数(前年比2.3%増)、学生消防団員数(前年比8.5%増)、機能別消防団員数(前年比8.3%増)の増加等に伴い、2年連続で増加した。退団者数については、3年ぶりの減少となった。

【消防団員数の推移】



【女性消防団員数の推移】



【学生消防団員数の推移】



【機能別消防団員数の推移】



【消防団の充実強化の取組】

■処遇改善の推進

- これまで、消防団員の報酬の基準の見直しなどを行ってきたことに加え、消防団員が退職した際に階級及び勤務年数に応じて支給する「退職報償金」について、現在は勤務年数「30年」区分で頭打ちとなっているところ、シニア層の活躍促進のため、新たに「35年以上」区分を導入することとし、消防団員の処遇改善を図っている。

■幅広い住民の入団促進

- 令和6年度は、消防団員の確保や負担軽減など、働き方改革につながるノウハウ等が記載された「消防団員の確保に向けたマニュアル」を作成している。
- 災害対応能力の高度化を目的としたドローンの操縦講習について、特に若年層における入団促進効果も期待できることから、今後、全国において積極的に展開していく予定としている。
- 「消防団の力向上モデル事業」等により、女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援していく。



ドローンを用いた災害対応講習の様子

特集6 消防防災分野におけるDXの推進

【災害時の映像情報共有手段の充実】

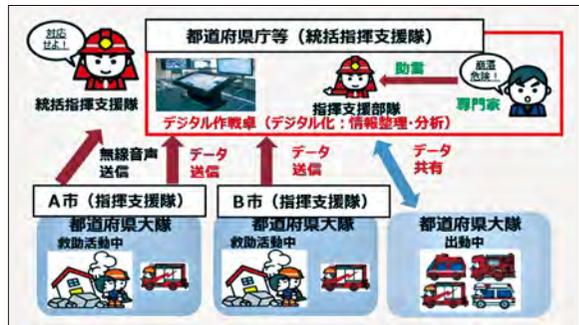
- 被害の早期把握による迅速な対応には、より多くの災害発生直後の映像情報が必要であり、消防庁と地方公共団体の間における災害時の映像情報共有手段の一層の充実を図るため、「消防庁映像共有システム」を整備し、令和6年9月から運用を開始している。
- 令和6年度中に、「消防庁映像共有システム」を、内閣府の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と接続し、災害映像を関係府省庁とも共有していく。



消防庁映像共有システムの運用例(令和6年能登半島地震での活用)

【緊急消防援助隊の指揮支援体制の強化】

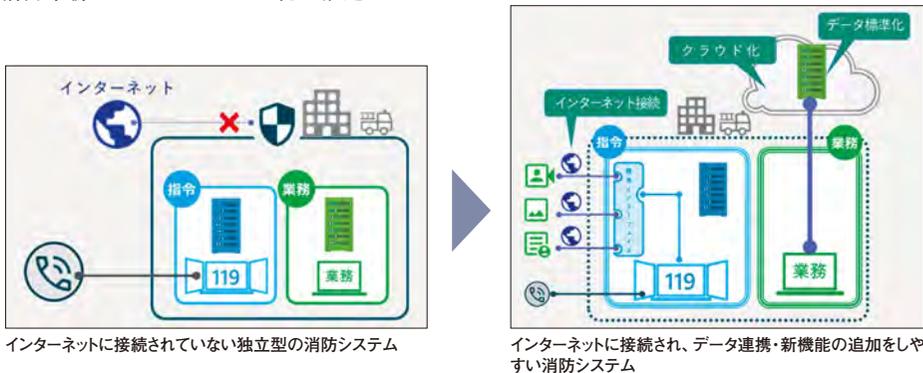
- 緊急消防援助隊の指揮支援部隊がデジタル作戦卓等のDX資機材を用いて映像等のデジタル情報を含めた豊富なリアルタイムの情報を収集、整理、共有することで、指揮支援体制の強化を図っていく。
- 令和6年度は、9都道府県の消防本部に配備し、習熟訓練などを実施する。



緊急消防援助隊(指揮支援部隊)におけるDX資機材の活用イメージ

【消防指令システムのインターフェースの標準化・消防業務システムのクラウド化】

- 令和6年度から令和8年度にかけての各消防本部におけるシステム更新のピークを機に、様々な外部サービスとの連携や新機能の追加、コスト・調達業務の負担軽減等を図るため、消防指令システムのインターフェースの標準化や消防業務システムのクラウド化を推進している。



インターネットに接続されていない独立型の消防システム

インターネットに接続され、データ連携・新機能の追加をしやすい消防システム



特集7 国民保護施策の推進

【安全保障環境等を踏まえた国民保護施策の進展】

■避難実施要領のパターン作成促進

- 各市町村において、国民保護事案の発生時、住民の避難のための避難実施要領を円滑に定められるよう、消防庁では、あらかじめ複数パターンを作成しておくことを促進するための取組を進めている。

■避難施設の指定促進等

- 消防庁では、爆風等からの被害を軽減する緊急一時避難施設の指定について、地方公共団体等に働き掛けを行い、指定の取組を促進している。

■国民保護共同訓練の充実強化

- 国民保護措置に関する国と地方公共団体との共同訓練について、消防庁では、内閣官房と連携し、全国における取組を一層推進している。



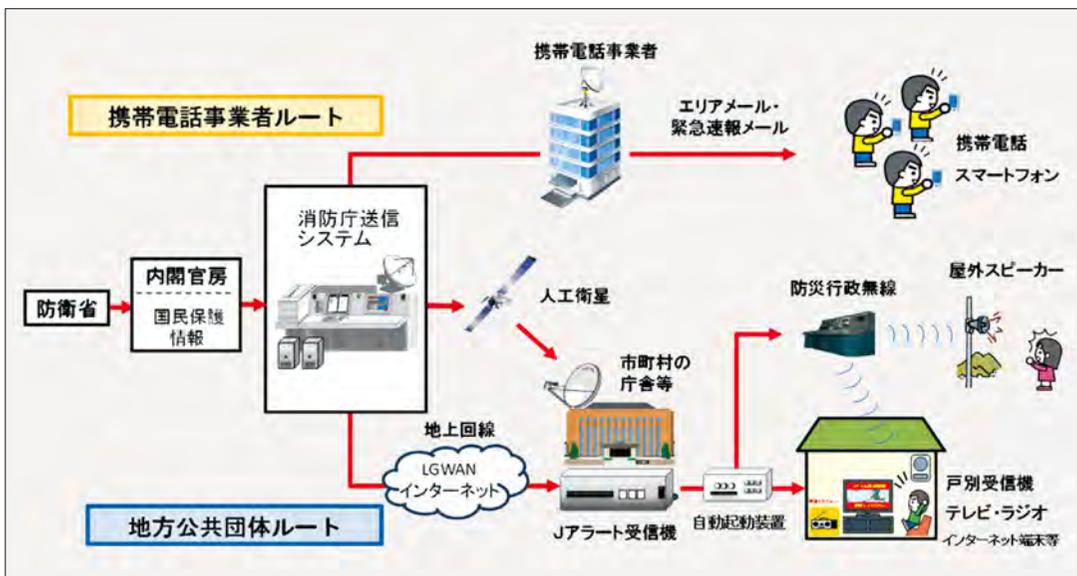
緊急一時避難施設(地下施設)の例(福岡市天神地下街)



弾道ミサイルを想定した住民避難訓練(県主導訓練)の例

【最近の北朝鮮によるミサイル発射の動向と消防庁の対応】

- 令和6年5月、北朝鮮により弾道ミサイル技術を使用した発射が強行され、発射された物体が日本の領域に落下する又は上空を通過する可能性があったことから、Jアラートにより、国民に対して避難の呼びかけ等を伝達した。



弾道ミサイル発射時のJアラートによる情報伝達

特集③ 新技術の進展を踏まえた消防防災行政の対応

【新技術の活用による消防力の向上】

■令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術

- 政府において「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」等が取りまとめられ、消防防災分野においては、ドローンや衛星通信資機材などの有効な新技術について、今後より一層の活用を推進していく必要がある。

■官民連携による研究開発

- 消防庁・消防研究センターでは、官民連携の研究開発による新技術の実用化を推進しており、これまでに、バンク後も一定距離走行可能なバンク対応タイヤや、少量の放水で延焼拡大抑制効果が期待できる高粘度液体放射装置などを実用化してきた。

■新技術の実用化に向けた今後の対応

- 消防庁では、「消防防災科学技術研究推進制度」による研究開発を推進しており、無人走行放水ロボットの研究開発や、AIやDXを推進する技術の現場活用検証などの令和7年度の研究テーマを公募し、委託研究を行うこととしている。



緊急消防援助隊における衛星通信の活用状況



無人走行放水ロボット



バンク対応タイヤ

【新たな課題への対応】

- 新エネルギーを利用する発電施設や製品等における火災事例が発生しており、消防庁として、各消防機関で適切な消防活動が行われるよう対策を講じている。
- また、水素エネルギーやリチウムイオン蓄電池などの新たなエネルギー技術の普及に伴い、安全性の確保を前提として、消防法令における危険物規制のあり方についての検討を進めている。



次世代自動車事故への救助対応訓練



火災後の蓄電池設備建屋



トピックス 1

消防の広域化及び連携・協力

- 令和6年10月1日、全国初となる全県一区の共同消防指令センターとなる大分県内全18市町村14消防本部による「おおいた消防指令センター」の本格運用が開始された。
- 消防を取り巻く環境の変化に的確に対応していくためには、小規模消防本部の体制強化等を図る必要があり、消防庁では更なる消防の広域化・連携協力を推進している。



おおいた消防指令センター(全国初の全県一区の共同消防指令センター)

トピックス 2

消防における女性の活躍推進に向けた取組

- 消防吏員及び消防団員に占める女性の割合は年々増加している(消防吏員3.7%/消防団員3.8%(令和6年4月1日現在))。
- 消防庁では、消防分野で活躍する女性を知ってもらい、消防を目指す女性を増やすため、先進事例の横展開やPR動画等による広報、女性の職務環境・活動環境の整備等に取り組んでいる。



女性消防団員によるワークショップイベント(大阪府提供)



PRポスター

トピックス 3

感震ブレーカーの普及推進

- 過去の大規模地震時に発生した火災では、電気火災が半数以上を占めており、感震ブレーカーの設置を推進する必要がある。
- 消防庁では、令和6年能登半島地震により輪島市の朝市通り周辺で発生した火災等を踏まえ、感震ブレーカーの普及推進に向けた取組を進めている。

地震による電気火災対策を!

感震ブレーカーが効果的です!

東日本大震災における本震による火災全111件のうち、原因が特定されたものが108件。

そのうち過半数が電気関係の出火でした。

その内 46% 電気関係 (50件) 54%

詳しくは裏面をご覧ください!▶

感震ブレーカー普及啓発用チラシ

地震が引き起こす電気火災とは?

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が原因で発生する火災のことです。

感震ブレーカーとは?

感震ブレーカーは、地震を感じると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

感震ブレーカーを設置して電気火災から「家」「地域」を守ろう。

トピックス
4

地方公共団体の受援計画の策定促進

- 大規模災害に備え、各地方公共団体や消防本部は、あらかじめ人的・物的支援の受入れ体制を構築することが重要である。
- 消防庁では、受援計画未策定市町村への策定促進や、消防本部における受援計画策定例の提示・受援訓練に係る動画作成等を通じ、受援能力の向上に取り組んでいる。



緊急消防援助隊の受援訓練の様子

トピックス
5

大規模災害時における情報の収集・広報

- 災害現場の映像情報の共有手段の充実を図るため、消防庁と地方公共団体の間や地方公共団体間で映像共有を行う、「消防庁映像共有システム」を整備し、令和6年9月から運用を開始している。
- 大規模災害時に、被災地における被害の状況や活動等を記録し、正確かつ適切に報道されるよう、消防庁現地広報員を派遣している。



現地広報員による活動



令和6年能登半島地震における輪島市でのヘリコプターによる活動状況(富山県消防防災航空隊提供)

トピックス
6

国際協力・国際交流

- 経済発展や都市化が進展する開発途上国の消防防災能力の向上に資するため、消防庁では、毎年度、我が国の消防技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを海外で開催している。
- 開発途上国の災害対応能力向上や、「顔の見える国際協力」などを目的として、消防本部や消防団で不用となった消防車両等を開発途上国に無償で寄贈している。



車両寄贈時における技術指導(令和6年3月 ブータン)



基本項目 火災予防 ～出火件数・火災による死者数～

- この10年間の出火件数と火災による死者数は減少傾向であったが、令和3年からは増加に転じている。
- 令和5年中の出火件数は3万8,672件(前年比2,358件増加)であり、10年前の80.4%
- 火災による死者数は1,503人(前年比51人増加)であり、10年前の92.5%

【出火件数及び火災による死者数の推移】

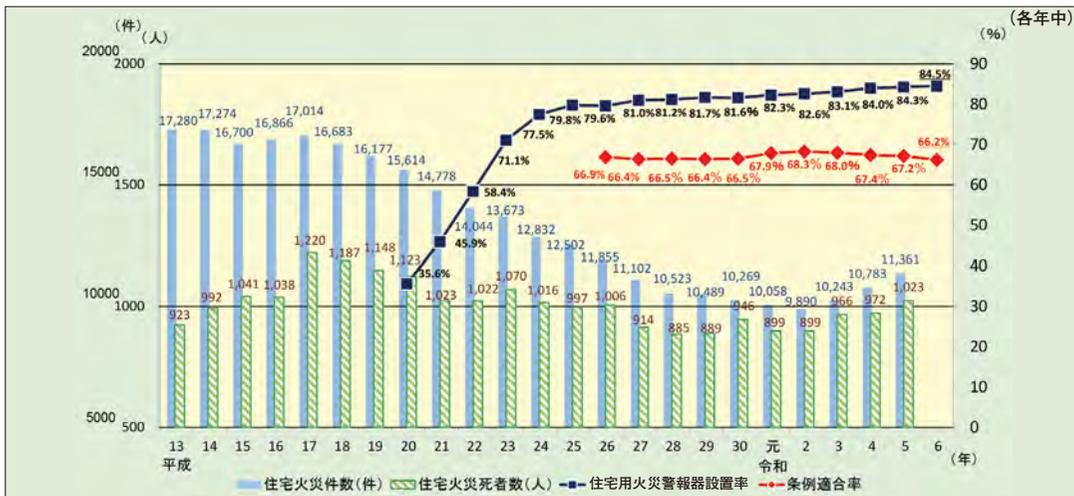


(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「出火件数」については左軸を、「火災による死者数」については右軸を参照

基本項目 火災予防 ～住宅火災件数・死者数、住宅用火災警報器設置状況～

- 火災による死者の多くが住宅火災により発生
- 令和5年中の住宅火災件数は1万1,361件(前年比578件増加)、死者数は1,023人(前年比51人増加)
- 住宅用火災警報器の設置率は年々上昇しており、令和6年6月1日時点で全国の設置率は84.5%、条例適合率は66.2%となっている。

【住宅火災件数(放火を除く)・死者数(放火自殺者等を除く)住宅用火災警報器設置状況の推移】

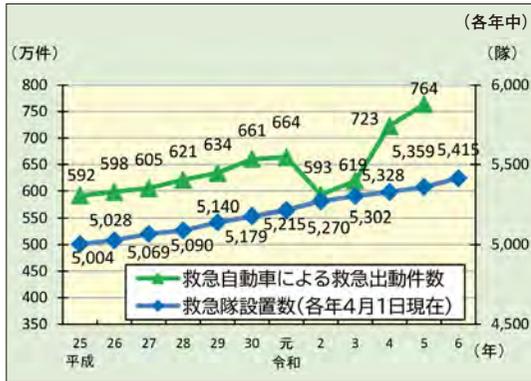


(備考) 1 「火災報告」及び「住宅用火災警報器の設置状況等調査結果」により作成
 2 「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一か所以上設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。
 3 「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。)の全世帯に占める割合である。
 4 令和6年の住宅火災件数及び住宅火災死者数は、未確定

基本項目 救急体制 ～救急業務の実施状況～

- 令和5年中の救急自動車による救急出動件数は、約764万件(前年比約41万件増加)
- 令和6年4月1日現在の救急隊設置数は、5,415隊(前年比56隊増加)
- 令和5年中の現場到着所要時間の平均は約10.0分(新型コロナウイルス感染症禍(以下「新型コロナ禍」という。)前の令和元年と比べ約1.3分延伸)
- 令和5年中の病院収容所要時間の平均は約45.6分(新型コロナ禍前の令和元年と比べ約6.1分延伸)

【救急自動車による救急出動件数及び救急隊設置数の推移】



【救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移】



- (備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 左のグラフは、「救急自動車による救急出動件数」については左軸を、「救急隊設置数(各年4月1日現在)」については右軸を参照
 3 右のグラフは、「現場到着所要時間」については左軸を、「病院収容所要時間」については右軸を参照

基本項目 消防体制 ～消防組織～

- 消防本部(令和6年4月1日現在)
 - ・ 720消防本部、1,716消防署を設置。消防職員数は16万8,898人(前年比1,037人増加)
- 消防団(令和6年4月1日現在)
 - ・ 消防団数は2,174、消防団員数は74万6,681人(前年比1万5,989人減少)
 - ・ 消防団は市町村の非常備の消防機関。全ての市町村に設置

【消防職員数、消防団員数の推移】



- (備考) 1 消防職員数は「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 消防団員数は「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成



令和6年度 全国消防防災主管課長会議の開催

消防庁総務課

都道府県の消防防災主管課、東京消防庁及び指定都市消防本部を対象とした全国消防防災主管課長会議を一般財団法人自治体衛星通信機構の中継配信により開催しました。

会議では、池田消防庁長官から挨拶を行った後、消防庁の各課室及び関係府省から消防関係予算(案)や地方財政措置、消防・防災分野の各種施策等に関する説明を行いました。予防課からは、「地震火災対策(感震ブレイカー普及推進)及び住宅防火対策について」「環境に配慮し

た消火設備(PFASを含まない駐車場消火設備)の設置基準に関する検討について」「火災予防分野のデジタル化について」に関して、説明を行っております。

会議の様子は、一般財団法人自治体衛星通信機構のホームページで動画配信しておりますので、下記よりご覧ください。

一般財団法人自治体衛星通信機構 消防チャンネル
<http://www.lascom.or.jp/movie/shobou>

令和6年度 全国消防防災主管課長会議 次第

(令和7年1月31日(金))

	説明項目等	説明者	
1	消防庁長官挨拶	消防庁長官	池田 達雄
2	消防庁Xアカウントについて	総務課長	笹野 健
	令和6年度消防庁補正予算及び令和7年度消防庁予算案 消防分野における公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定について		
3	令和7年度地方財政措置(消防庁関係)	消防・救急課長	畑山 栄介
	消防の広域化及び連携・協力の推進について		
	女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組について		
	男性職員の育児休業等取得促進について		
	消防本部におけるハラスメント等への対応策について		
4	緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当について	救急企画室長	岡地 俊季
	津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画等の策定		
	救急業務の現状		
	救急安心センター事業(#7119)の推進		
	マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化の全国展開の推進		
	救急車の適時・適切な利用の推進		
5	熱中症予防対策の強化	予防課長	渡辺 剛英
	救急隊員の職務環境の整備に向けた取組の推進		
	感染症発生時における保健所等との連携		
	地震火災対策(感震ブレイカー普及推進)及び住宅防火対策について		
	環境に配慮した消火設備(PFASを含まない駐車場消火設備)の設置基準に関する検討について		
	火災予防分野のデジタル化について		

6	リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について(令和6年12月11日付け消防危第351号) バイオマス発電のため指定可燃物として木質ペレットを貯蔵等する施設における自主保安の徹底について 危険物保安分野における各種手続のデジタル化の推進	危険物保安室長	加藤 晃一
7	石油コンビナート等における災害対策について 林野火災対策について トンネル火災対策について 航空機火災対策について	特殊災害室長	中越 康友
8	応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備 災害応急対策を継続するための移動式燃料給油機の整備 セントラルキッチンとして活用される施設の耐震化等 トイレカーの整備 防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備 地方防災会議における女性委員の積極的な登用・防災分野における女性の参画促進～好事例集～ 地方公共団体における受援計画 地方公共団体における業務継続計画 地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源の整備 市町村の災害対応力強化のための研修・訓練 市町村長による危機管理の要諦・令和5年度の災害を中心とした事例集 避難行動要支援者対策について 外国人に対する災害時の情報発信 地方公共団体と郵便局が連携した取組の推進について 関係省庁災害警戒会議等の情報提供方法の見直し	防災課長	田中 昇治
9	令和6年度の内閣府防災の取り組みについて	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対応担当)	小林 弘史
休憩			
10	令和7年度 教育訓練計画について	消防大学副校長	日高 真実
11	消防研究センターの業務	消防研究センター技術研究部長	西 晴樹
12	国民保護に関する最近の諸課題について	国民保護室長	三浦 宏
13	消防団を中核とした地域防災力の充実強化	地域防災室長	福西 竜也
14	緊急消防援助隊の充実強化について 消防防災ヘリコプターの安全運航体制の強化について	広域応援室長	土屋 直毅
15	災害発生時における被害状況の速やかな報告について	応急対策室長	石塚 雅啓
16	大規模災害時の地方公共団体からの応援職員の派遣について	総務省自治行政局 応援派遣室 課長補佐	小比類巻 啓吾
17	消防指令システムの高度化等 統計情報 災害時の住民への情報伝達 災害時の映像情報収集・共有 地域衛星通信システム(第三世代化に係る調整等)	防災情報室長	西室 洋介
18	災害時における携帯電話基地局等の強靱化対策事業 能登半島地震における携帯基地局の停波状況について 携帯基地局強靱化の具体的対策について 対策を実施する箇所、地域、期間について 令和7年度及び令和8年度以降の取組等について	総務省総合通信基盤局 移動通信課 課長補佐	田代 広宣
19	救助技術の高度化の推進 国際協力の推進	参事官室 国際協力官	遠藤 崇



消防同意等の電子化推進に向けた取組について

消防庁予防課予防係 倉田拓起

●はじめに

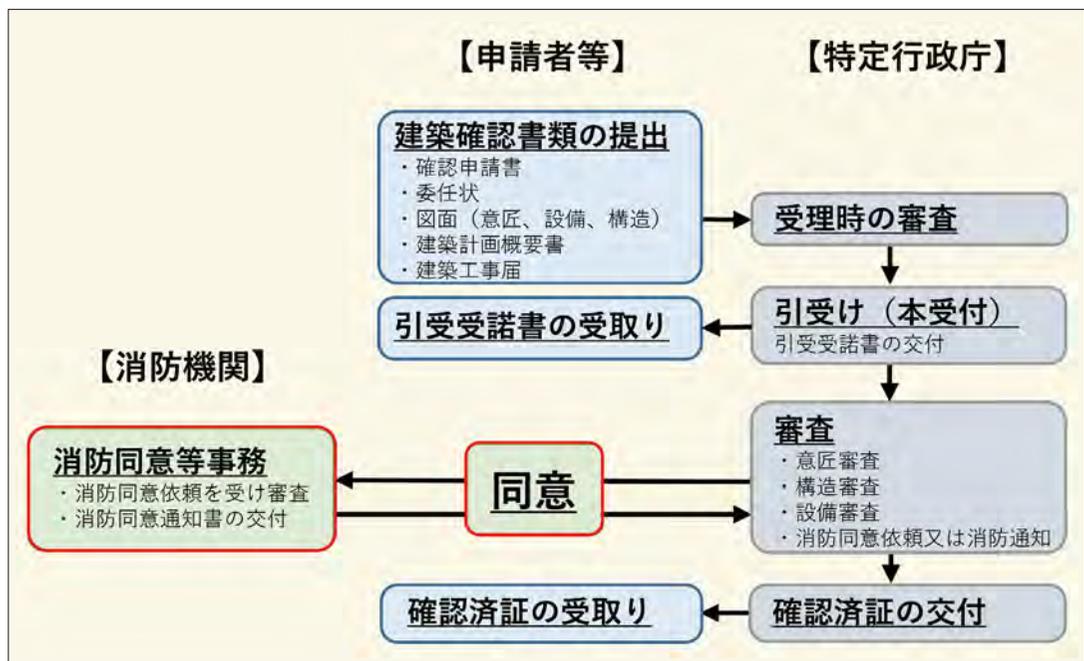
消防同意は、消防が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めること等を目的として設けられている制度で、消防法(昭和23年法律第186号)第7条に基づき、建築確認の際などに建築主事又は指定確認検査機関は、確認済証を交付する前に消防長又は消防署長の同意を得る必要がある。

行政機関への申請手続き等の電子化については、行政手続きオンライン化関係法の施行後、様々な分野で電子化に向けた取組が進められている。建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に基づく確認申請についても、指定確認検査

機関に対する確認申請を中心に、電子化への対応が進んでいる。

今後、消防同意の手続きについても電子化されることにより、申請者等の負担軽減のほか、各消防本部においても申請書及び図面等の情報(以下「申請図書等」という。)を電子的に審査・管理できるようになり、審査時間の短縮、作業負担の軽減、大量の空間を必要とする申請図書等の保管場所が不要となるなどのメリットが期待されている。

このため、消防庁においても、消防同意の手続きについて、電子化を積極的に推進しているところである。



消防同意等の手続(フローチャート)

●消防同意等の電子化の現況調査について

消防庁では、各消防本部における消防同意等の電子化の現況(令和6年4月1日時点)を調査した。

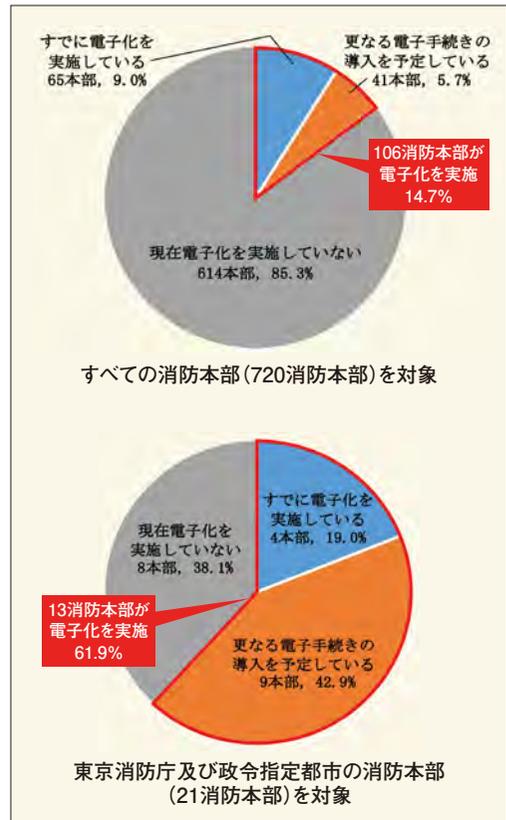
(1)電子化の取組状況

本調査の結果において、全消防本部(720消防本部)のうち、消防同意に係る手続きのうち一部又は全部を電子化している消防本部数は106消防本部(約15%)であり、約85%の消防本部において消防同意等の電子化が進んでいない状況であった。また、東京消防庁及び政令指定都市の消防本部(21消防本部)においても、消防同意に係る手続きの一部又は全部を電子化している消防本部数は13消防本部(約62%)という状況であった。

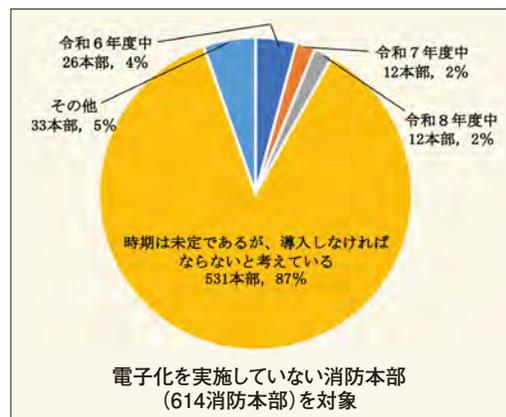
一方で、今後の電子化の予定に関しては、半数を超える消防本部が「時期は未定であるが、導入をしなければいけないと考えている」との回答であった。

(2)電子化を進めるに当たっての課題

各消防本部における電子化に向けた課題として、セキュリティへの対応や、システム等の整備に伴う経費の不足、さらには、電子データの保存領域の不足等が挙げられている。



消防同意等の電子化の取組状況について(令和6年4月1日時点)



消防同意等の電子化の導入予定について(令和6年4月1日時点)

●消防同意等の電子化の推進について

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第13条第1項

の規定により、地方公共団体は、情報通信技術を活用した行政の推進を図るため、電子情報処



理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされている。また、建築確認申請については、「規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)」において、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進するとともに、エンドツーエンドでのサービスのデジタル完結に向けた取組の更なる拡充・加速を図ることとされている。

消防同意についても、建築確認に伴う一連の手続きとしてデジタル化が求められている。

これらの課題への対応として、令和7年4月から国土交通省において、消防同意等についても電子手続を行うことができる建築確認申請受付システムの運用が開始される予定である。

本システムは全ての特定行政庁及び全ての指定確認検査機関が利用でき、消防本部においても一般的なインターネット環境又はLGWAN環

境と電子メール受信環境があれば、無料で利用が可能である。さらに、将来的には、BIM[※]による建築確認、定期報告、許認可等の手続が可能で高い拡張性を有している。

消防本部にとっての利点として、システムの開発・利用に係る費用が不要であるほか、審査済みの書類データをシステムが提供するストレージにおいて一定期間電子的に保管が可能であること、全国共通システムであるため、利用方法の周知やマニュアル整備を各機関で行う必要がないこと等が挙げられる。

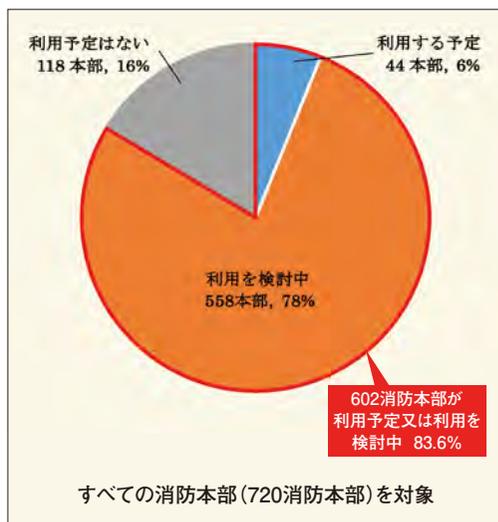
なお、消防同意審査手続の電子化に必要な端末等の整備に要する経費について、地方交付税措置が講じられているため、各消防本部に置かれては、ぜひ活用されたい。

※ビルディング・インフォメーション・モデリングの略称。建物の3Dモデルに各種データをインポートし、設計・施工・維持管理の効率化に資するシステムのこと

●おわりに

上述の令和6年4月1日時点での現況調査によれば、全消防本部(720消防本部)のうち602消防本部(83.6%)が国土交通省の建築確認申請受付システムの利用を予定している又は検討中と回答している。

消防同意等の電子化については、すでに導入済みの消防本部においても、消防同意等の送付先によって使用するシステム、フォーム、様式が統一されていないといった課題があるが、本システムの活用により、これまで以上にシステム、フォーム、様式等の統一が図られ、利用者の利便性が高まり、さらに電子申請の利用率が向上することが期待される。については、各消防本部において、本システムを遺漏なく導入していただくようお願いする。



消防同意等の電子手続も行うことができる建築確認申請受付システムの利用予定(令和6年4月1日時点)



オンラインによる消防設備士講習 の受講開始について

一般財団法人日本消防設備安全センター業務部講習課

オンラインによる消防設備士講習について、安全センターでは、昨年3月指定講習機関として総務大臣の指定を受け、昨年10月からすべての講習区分において受講を開始し、これまで多くの方にご受講いただいております。

当講習は、安全センターにおいて既に実施している消防設備点検資格者等のオンラインによる再講習と同様、申込～受講～修了証発行まで一連の流れがWeb上で完結する仕組みにより、受講しやすい環境を整えています。

また、2年目となる令和7年度は、実施期間の回数を1回分増やし3回実施することとし、各回の受講定員の上限は設けず、かつ、申込期間と受講期間の範囲をそれぞれ拡大して実施、受講機会の拡大と利便性の向上を図ることとしています。

令和7年度の実施概要は以下のとおりですが、詳しくは、当センターHP内の専用サイト「[消防設備士オンライン講習](#)」にてご確認ください。

実施概要

1. 講習区分

- ① 特殊消防用設備等
- ② 消火設備
- ③ 警報設備
- ④ 避難設備・消火器

2. スケジュール

- 【第1回】(申込期間) 令和7年4月1日(火)～5月27日(火)
(受講期間) 令和7年4月8日(火)～6月17日(火)
- 【第2回】(申込期間) 令和7年7月1日(火)～12月2日(火)
(受講期間) 令和7年7月8日(火)～12月23日(火)
- 【第3回】(申込期間) 令和8年1月6日(火)～3月3日(火)
(受講期間) 令和8年1月13日(火)～3月24日(火)

3. 受講に必要な経費

- ア. 受講手数料 7,000円(テキスト代及びテキスト送料を含む。)
- イ. 納付方法 クレジットカード又はコンビニ納付

Challenge!

絶対開催中

消防設備士
オンライン講習

悩んだらまずは申込を!

[POINT 1] インターネット環境とカメラ機能が利用できるPCやスマホがあれば申込～受講～修了証発行までWebで完結!

[POINT 2] 受講可能期間中は、24時間、場所を選ばずいつでもどこでも自分のペースで受講が可能!

[POINT 3] 受講料の納付は複数の決済方法が選択可能! クレジット又はコンビニ払いで簡単決済!

一般財団法人
日本消防設備安全センター
The Japanese Fire Equipment Safety Center

オンライン講習の専用サイトについて

1. 実施概要

1. 講習区分: ①特殊消防用設備等②消火設備③警報設備④避難設備・消火器

2. 講習実施スケジュール

第1回目	第2回目
【申込期間】 令和7年4月1日(火)～令和7年5月27日(火)	【申込期間】 令和7年7月1日(火)～令和7年12月2日(火)
【受講期間】 令和7年4月8日(火)～令和7年6月17日(火)	【受講期間】 令和7年7月8日(火)～令和7年12月23日(火)

第3回目

【申込期間】 令和8年1月6日(火)～令和8年3月3日(火)
【受講期間】 令和8年1月13日(火)～令和8年3月24日(火)

3. 受講手数料: 7,000円(テキスト代及びテキスト送料を含みます。)

2. トップページ中央の「消防設備士オンライン講習」ボタンをクリックすると「消防設備士オンライン講習専用サイト」へアクセスできます。
(詳細はセンターHPにてご確認ください)

日本消防設備安全センター
消防設備士オンライン講習
e-ラーニングシステム

一般財団法人
日本消防設備安全センター

自動火災報知設備の設置対象の変遷

自動火災報知設備は、機械器具により自動的に火災を感知して報知する設備であり、火災を早期に発見してその後の消火、通報、避難誘導などにつながるための極めて重要な設備である。スプリンクラー設備に比べると費用が少なく済む割に効果が高いため、多数の死者を伴う火災が発生すると、真っ先に設置義務拡大の候補として挙げられてきた。このため、自動火災報知設備の設置対象の変遷をたどると、建物火災とその対策の歴史も見えてくる。本稿では、その変遷を整理してみたい。

危険物保安技術協会特別顧問(前東京理科大学火災科学研究所教授) 小林恭一 博士(工学)

制定当初の自動火災報知設備の設置対象

表1は、消防法施行令(以下「消令」)制定当初(昭和36年(1961))の自動火災報知設備(以下「自火報」)の設置対象(消令第21条第1項)を整理したものである。

第1号(当時。以下、特に断らない限り同じ)の消令別表第一(17)項(文化財建造物、以下他の用途についても単に「(17)項」などと表記する。)が、延べ面積にかかわらず設置義務対象になっていることも頷けるし、第2号から第4号までの用途と基

表1 制定当初(昭和36年(1961)4月1日)の自火報設置対象(消令第21条第1項)

施行年月日		消令21条1項		対象となる消令別表第一の用途	設置を要するものの延べ面積	用途・延べ面積以外の要件
和暦	西暦	号	現号※1			
S36.4.1 } S44.3.31	1961 } 1969	1	1イ	(17)項	全て	
S36.4.1 } S48.5.31	1961 } 1973	2	3イ	(1)、(2)、(5)イ、(6)項	300㎡以上	
S36.4.1 } S48.5.31	1961 } 1973	3	4	(3)、(4)、(5)ロ、(7)～(10)、(12)～(14)項	500㎡以上	
S36.4.1 } 現在	1961 } 現在	4	6	(11)、(15)項	1,000㎡以上	
S36.4.1 } H2.5.22	1961 } 2000	5	8			指定数量※2の500倍以上の準危険物 指定数量の500倍以上の特殊可燃物
S36.4.1 } S54.3.31	1961 } 1979	6	11			地階・無窓階・3階以上の階で延べ面積300㎡以上

※1 現号：現在の消令第21条第1項の号番号(以下同じ)

※2 指定数量：危険物の規制に関する政令別表第2又は第3で定める数量をいう。

準延べ面積の組み合わせも、火災による潜在的人命危険という視点から見て、現在でも納得できる順番になっている。

第5号は、現行規定(第8号)で危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量の500倍以上の指定可燃物を貯蔵し又は取り扱う建築物等を設置対象としているのと実質同様(後述)であり、現在と考え方が同じであることがわかる。

第6号は、「地階、無窓階又は3階以上の階は、この時点で最も人命危険性が高いとされた第2号の防火対象物並の危険性がある」と位置づけていることになる。

昭和44年(1969)の改正

日本最初の高層ビルである霞が関ビルが昭和43年(1968)4月に竣工し、その後も高層ビルが続々と建設されることが予想されたこと、地下街が急増しつつあったこと、死者を伴うビル火災が多発し始めていたことなどから、昭和43年(1968)6月に消防法が改正された(本誌 2016年8月号拙稿第3回参照)。この改正に関連する規定整備と合わせて、自火報の設置対象の整備も行われた(表2参照)。

高層建築物対策としては第7号が新設された。この規定は、昭和39年(1964)7月に施行されたスプリンクラー設備の設置対象(消令第12条第1項第5号(当時))と全く同じ書きぶりになっており(本誌 2024年10月号拙稿第94回参照)、高層建築物火災対策として実質的な意味があるとは考えにくい改正である。

第8号の新設は、当時自動車数が急増しており、駐車場法に基づく附置義務駐車場も建築物の地下などに急増していたことを受けたものである。

第9号の新設は、「通信機器室」に相当する電気・電子機器類が多数設置された室が増えつつあったためではないかと推測される。第1号では(13)項口(飛行機等の格納庫)が延べ面積にかかわらず設置義務がある対象に加わった。これらの改正の直接のきっかけは調べてもよくわからないが、いずれも現在まで、同内容の規制が続いている。

また、当時、多数の死者を伴う旅館・ホテルの火災(水上温泉菊富士ホテルの火災(昭和41年(1966)3月、死者30名)、有馬温泉池之坊満月城の火災(昭和43年(1968)11月、死者30名)など)のほか、死者を伴う病院・診療所の火災も多発しており、これらの防火対象物は古くて自火報の設

表2 昭和44年(1969)4月1日施行の自火報設置対象(消令第21条第1項)

施行年月日		消令21条1項		対象となる消令別表第一の用途	設置を要するものの延べ面積	用途・延べ面積以外の要件	改正要因
和暦	西暦	号	現号				
S44.4.1 } H20.10.1	1969 } 2008	1	1イ	(13)口、(17)項	全て		
S44.4.1 } S48.5.31	1969 } 1973	7	14	(1)~(6)、(12)口、(15)項		11階以上の部分のうち、高層面積区画※された部分以外の部分の床面積の合計100㎡超	高層建築物対策
S44.4.1 } 現在	1969 } 現在	8	13	(13)項イ		地階・2階以上の階(一斉避難可を除く)で駐車用床面積200㎡以上	附置義務駐車場急増
S44.4.1 } 現在	1961 } 現在	9	15			通信機器室で床面積500㎡以上	

※建築基準法施行令第112条第5項~第7項(現第7項~第9項)に基づく高層部分の防火区画

置義務がなかったことから、この時同時に消令第34条に第2号が追加され、遡及対象として、(5)項イ(旅館・ホテル等)、(6)項イ(病院・診療所等)及び(17)項に設置される自火報が新たに定められた。

昭和47年(1972)の改正

昭和47年(1972)の消令の改正は1月と12月の2回行われている。1月の改正では、(9)項(公衆浴場)がイとロに分けられ、(9)項イについては自火報の設置基準が200㎡以上のもの(第2号)と強化された(施行は昭和48年(1973)1月1日、表3)。これは、昭和44年(1969)3月に発生した新宿の特殊浴場「トルコその」の火災(死者5名)以後、死者こそ出ないが同様の火災が続いて、この種の浴場の火災危険性が社会的に広く認知されていたために行われたものである。

その後、同年5月に発生した千日デパートビル火災(死者118名)が社会に衝撃を与え、多くの規制強化が行われたことは、本誌でもたびたび言及してきた(本誌 2016年8月号拙稿第3回など)。この火災を契機とした自火報の設置規制の強化(施

行は昭和48年(1973)6月1日)については表3のとおりである。

この時に、火災時の人命危険性が高い防火対象物の用途が今の「特定防火対象物」に相当する用途に収斂し、従前の第2号と第3号が、特定防火対象物相当((9)項イ以外)のものは延べ面積300㎡以上のもの(第3号)、それ以外の多くは500㎡以上のもの(第4号)が、それぞれ自火報の設置対象となるように整理された。

また、千日デパートビルが典型的な複合用途防火対象物だったため、(16)項がイとロに分けられ、(16)項イについては、延べ床面積が500㎡以上で特定防火対象物相当の用途部分の床面積の合計が300㎡以上のものに自火報の設置が義務づけられた(第10号)。

さらに、当時高層建築物が急増していたことに対応して、用途を問わず1階以上の階には自火報の設置が義務づけられた(第11号)。

この改正の時には、消令第34条第2号も改正され、特定防火対象物相当のものには自火報の設置が遡及適用されることになった。この遡及適用は、施行(昭和50年(1975)12月1日)前に、大洋デ

表3 昭和48年(1973)施行の自火報設置対象(消令第21条第1項)

施行年月日		消令21条1項		対象となる消令別表第一の用途	設置を要するものの延べ面積	用途・延べ面積以外の要件	改正要因
和暦	西暦	号	現号				
S48.1.1 } 現在	1973 } 現在	1の2	2	(9)項イ	200㎡以上		新宿特殊浴場の火災(S44.3)
S48.6.1 } S54.3.31	1973 } 1979	3	3	(1)~(4)、(5)イ、(6)項	300㎡以上		千日デパートビル火災(S47.5)
S48.6.1 } 現在	1973 } 現在	4	4	(5)ロ、(7)、(8)、(9)ロ、(10)、(12)、(13)イ、(14)項	500㎡以上		
S48.6.1 } H15.9.30	1973 } 2003	10	3	(16)項イ	500㎡以上	(1)~(4)、(5)イ、(6)、(9)項イの用途部分の床面積の合計300㎡以上	
S48.6.1 } 現在	1973 } 現在	11	14			11階以上の階	

パート火災(昭和48年(1973)11月、死者100名)を契機として消防法第17条の2第2項第4号(当時)が改正され(昭和49年(1974)6月)、特定防火対象物については全ての消防用設備等が遡及適用されるようになったため、実質的な効果はなかったが、留意しておく必要がある。

昭和53年(1978)～平成2年(1990)の改正

昭和50年代前半(1975～79)には、千日デパートビル火災と大洋デパート火災の後に行われた消防法令と建築基準法令の大幅な規制強化と遡及適用の効果もあり、多数の死者を伴う特定防火対象物の火災があまり起こらなくなったが、その中で、中小雑居ビルだけは死者を伴う火災が相次いだ。とうとう昭和53年(1978)3月に新潟市のスナック・エル・アドロの火災(死者11名)が発生するに及んで、同年11月に、中小雑居ビルの実態に鑑み、(2)項(キャバレー等)、(3)項(飲食店等)及びこれらの用途の存する(16)項イについては、地階、無窓階又は3階以上の階で床面積が100㎡以上の

ものに自火報の設置規制が課せられることになった(第8号、表4の①)。

この時、第3号に(16の2)項(地下街)が追加された。消令別表第一に(16の2)項が追加されて地下街に対する大幅な規制強化が行われたのは昭和49年(1974)7月だったが、この時には何故か(16の2)項に対する自火報の設置規制の強化は行われず、地階・無窓階に対する規制強化が行われたこの改正と一緒に行われている。

昭和55年(1980)8月に発生した静岡市の「ゴールデン街」という地下街類似施設のガス爆発(死者15名)では、(16の2)項に該当しないこの種の施設が相当数存在することが明らかになったため、消令別表第一に(16の3)項(準地下街)が追加され、自火報の設置対象としては第5号に(16)項イに準ずる形で追加された(表4の②)。

昭和63年(1988)5月に危険物規制にかかる消防法の大改正が行われ、関連して準危険物と特殊可燃物が「指定可燃物」として一本化されたため、昭和63年(1988)12月に第7号が改正された(平

表4 昭和54年(1979)～平成2年(1990)施行の自火報設置対象(消令第21条第1項)

番号	施行年月日		消令21条1項		対象となる消令別表第一の用途	設置を要するものの延べ面積	用途・延べ面積以外の要件	改正要因
	和暦	西暦	号	現号※				
①	S54.4.1 } H15.9.30	1979 } 2003	3	3	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(16の2)項	300㎡以上		地下街対策
	S54.4.1 } H21.3.31	1979 } 2009	8	10	(2)、(3)、(16)項イ((2)、(3)を含むもの)		地階・無窓階で床面積100㎡以上	スナック・エル・アドロ火災(S53.3)等
②	S56.7.1 } H15.9.30	1981 } 2003	5	5	(16)イ、(16の3)項	500㎡以上	(1)～(4)、(5)イ、(6)、(9)項イの用途部分の床面積の合計300㎡以上	静岡市準地下街ガス爆発(S55.8)
③	H2.5.23 } 現在	2000 } 現在	7	8			指定数量※の500倍以上の指定可燃物	危険物規制大改正
	H2.6.1 } 現在	2000 } 現在	10	12			道路部分の床面積が屋上600㎡以上、その他400㎡以上	規制改革

※指定数量：危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量

成2年(1990)5月23日施行、表4の③)。

また、当時、規制改革の一環として、防火対象物の一部を道路の用に供することができるようにする関連法令の改正が行われたため、その部分の火災危険の増大に対応して平成2年(1990)5月に第10号が新設されている(平成2年(1990)6月1日施行、表4の③)。

平成15年以降の改正

昭和50年代後半から平成10年代初め頃(1980～2000)には、多数の死者を伴う旅館・ホテル、福祉施設、スーパーマーケットの火災などが相次いで、適マーク制度の創設や違反処理制度の整備、スプリンクラー設備の設置規制の強化などが行われたが、自火報の設置対象の拡大は行われなかった。

21世紀になると、平成13年(2001)9月の新宿歌舞伎町雑居ビルの火災(死者44名)を契機として第3号が改正され、(16)項イの設置基準が延べ面積300㎡以上のものに拡大された(表5の①)。また、この火災で多数の死者が発生した大きな原因が階段が一つしかないことであったため、「特定一階段等防火対象物」というジャンルが創設され、この定義に該当するものについては、延べ面積にかかわらず全て自火報が設置されることになった(表5の①)。その後、大きな火災が起こるたびに、該当用途における自火報の設置基準の面積要件が撤廃されるようになったが、特定一階段等防火対象物はその先駆けとなったと言える。

平成18年(2006)1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災(死者7名)では、火災の際の潜在的人命危険性が特に高い福祉施設を(6)項口として独立させ、その実態に合わせて、どんなに小規模な施設であっても自火報を設置することが義務づけられた(表5の③)。マンションの一部にグループホームが入居しているものも対象とする必要があったため、(6)項口はいわゆる「41号通知(昭和50年4月15日付け消防予・消防安第41号「令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて)」における「みなし従属」の対象外とされた。この改正は、スプリンクラー設備の設置規制の強化などの大幅な規制強化と一緒に行われたため実施までに時間がかかり、公布が下記の宝塚市

カラオケボックスの火災(平成19年(2007)1月、死者3名)後の平成20年(2008)7月となり、施行は遅れて平成21年(2009)4月1日となっている。

宝塚市カラオケボックスの火災では、密閉された小個室が遮音又は騒音により火災情報から遮断された場合の危険性が顕在化した。このため、この種の施設は(2)項二という独立した用途として位置づけられ、その実態を踏まえて、雑居ビルや地下街の一部にあるものも含め、どんなに小規模な施設であっても自火報を設置することが義務づけられた(表5の②)。平成20年(2008)10月の大阪市個室ビデオ店火災(死者16名)もその対象であるが、火災発生日はたまたまこの規定の施行日だった。この規定は、雑居ビルの一部にあるものも対象とするため、(2)項二も「みなし従属」の対象外とされた。

平成24年(2012)～25年(2013)には、就寝施設において、多数の死者を伴う火災が立て続けに発生した。平成24年(2012)5月の福山市「ホテルプリンス」の火災(死者7名)、平成25年(2013)2月の長崎市グループホーム「ベルハウス東山手」の火災(死者5名)及び平成25年(2013)10月の福岡市「安部整形外科医院」の火災(死者10名)である。

これらの火災に対応した消令の改正は2回に分けて行われた。平成25年(2013)12月には、地下街にあるものも含め、(5)項イ(旅館・ホテル等)と利用者を入居させ、又は宿泊させる(6)項イ及び(6)項八については、どんなに小規模な施設であっても自火報を設置することが義務づけられた(表5の④)。さらに、その施行日(平成27年(2015)4月1日)前の平成26年(2014)10月に、「利用者を入居させ、又は宿泊させる(6)項イ」は「(6)項(1)～(3)」と整理し直された(施行は平成28年(2016)4月1日、表5の⑤)。

これらの改正は、複合用途防火対象物の一部にあるものにも適用する必要があったため、平成27年(2015)2月に消防予防課長通知(消防予第81号)が発出され、基本通知とされてきた「41号通知」の一部が改正された。この改正では、それまで五月雨式に出されてきた予防課長通知も取り込んで、(2)項二、(5)項イ、(6)項イ(1)～(3)、

(6) 項口又は利用者を入居・宿泊させる(6) 項ハに掲げる防火対象物についてはみなし従属が適用されないこととされた。なお、そのままでは規制が厳しくなり過ぎるため、同時に消防法施行規則第23条第4項第1号へに「小規模特定用途複合防

火対象物」という概念が導入され、上記用途以外の部分については、みなし従属が適用された場合と同様となるよう、緩和措置が図られている。

(注) 本稿の過去の消防法令については、東京理科大学ホームページ「消防法令改正経過検索システム」による。

表5 平成14年(2002)以降の自火報設置対象(消令第21条第1項)

番号	施行年月日		消令第21条1項		対象となる消令別表第一の用途	設置を要するものの延べ面積	用途・延べ面積以外の要件	改正要因
	和暦	西暦	号	現号*				
①	H15.10.1 } 2003 H21.3.31	2003 } 2009	3	3	(1)~(4)、(5)イ、 (6)、(16)イ、 (16の2)項	300㎡以上		歌舞伎町雑居ビル火災(H13.9)
	H15.10.1 } 2003 } 現在	2003 } 現在	6の2	7	(1)~(4)、(5)イ、 (6)、(9)項イ		特定一階段等防火対象物	
②	H20.10.1 } 2008 H21.3.31	2008 } 2009	1	1	(2)ニ、(13)ロ、 (17)項	全て		宝塚市カラオケボックス火災(H19.1)
	H20.10.1 } 2008 H27.3.31	2008 } 2015	9	9	(16の2)項		(2) 項ニの部分	
③	H21.4.1 } 2009 H27.3.31	2009 } 2015	1	1	(2)ニ、(6)ロ、 (13)ロ、(17)項	全て		大村市グループホーム火災(H18.1)
④			1イ	1イ	(2)ニ、(5)イ、 (6)ロ、(13)ロ、 (17)項	全て		福山市ホテル火災(H24.5) 長崎市グループホーム火災(H25.2) 福岡市診療所火災(H25.10)
	H27.4.1 } 2015 H28.3.31	2015 } 2016	1ロ	1ロ	(6) 項イ、ハ(利用者を入居・宿泊させるもの)	全て		
			9イ	9イ	(16の2) 項		(2)ニ、(5)イ、 (6) 項ロの部分	
			9ロ	9ロ	(16の2) 項		(6) 項イ、ハ(利用者を入居・宿泊させるもの)の部分	
⑤	H28.4.1 } 2016 } 現在	2016 } 現在	1イ	1イ	(2)ニ、(5)イ、 (6)イ(1)~(3)、 (6)ロ、(13)ロ、 (17)項	全て		福岡市診療所火災(H25.10)
			9イ	9イ	(16の2) 項		(2)ニ、(5)イ、 (6)イ(1)~(3)、 (6) 項ロの部分	



エッセイ

能登半島地震で築く 防災の輪

東京消防庁体育文化会 ボランティア部会

はじめに

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、最大震度7を石川県輪島市、能登市で記録したほか、石川県内はもちろんのこと、新潟県、富山県、福井県の各地で震度5強から震度6強の揺れを記録しました。

今回、東京消防庁ボランティア部会が「能登半島地震で築く防災の輪」と題し、被災地ボランティア

活動を通じた様々な連携について寄稿するにあたり、東京消防庁体育文化会ボランティア部会（以下「部会」という。）のことを少し紹介させていただきます。

この部会は、国内の自然災害における復旧、復興活動を目的として立ち上げられた組織で、東京消防庁職員の有志で構成されています。平成23年に発生した東日本大震災を契機に発足しました。これまでも東日本大震災での活動はもちろんのこと、毎



年発生する国内の自然災害（地震・大雨等）現場に余暇を活用して赴き活動を続けています。今回の能登半島地震においても、東京消防庁緊急消防援助隊が能登半島での救助活動を終えた2月から活動を開始し、今日も継続した活動を続けています。

「防災の輪」という芽

近年の被災地ボランティア活動は、「一般ボランティア」と「技術系ボランティア」という区分けがあり、部会は東京消防庁消防職員で構成された団体ということで、「技術系ボランティア」の位置づけとなっています。技術系ボランティアは一般ボランティアでは困難な活動を担いますが、日頃の災害現場での専門的な活動経験が大いに活かされ、大変意義あるものと感じています。

技術系ボランティアの内容は多岐にわたりますが、今回の主な活動場所となった石川県輪島市、七尾市で一番多く要望された活動は、「トラックによる災害ゴミの運搬」「倒壊ブロック塀などの破壊」「重量物の搬出」でした。こうした活動は国内の被災現場でもよくあるのですが、能登半島地震においても同様でした。消防職員からすると「誰でもでき

るのでは？」と誤ってしまいそうですが、災害ボランティアセンター（以下「ボラセン」という。）や管轄行政の職員の方と話をすると、こうした人員を集めるのに苦慮しており、「消防職員の方々が支援に来てくれることは大変助かる」という言葉をよくいただきます。

部会が継続的に赴き、ボラセンや市職員の方々と「顔の見える関係性」も深まることで、形式的だったやりとりが徐々に変わっていくを感じ取れます。本音の部分が顔を出し、少しでも相手の気持ちが分かり始めます。これが「防災の輪」が「芽」を出す瞬間と思っています。

「防災の輪」という葉

ボラセンは国内どこでも被災地の社会福祉協議会が立ち上げることになっており、ここが認めた活動が公的な活動となります。部会はこのボラセンの傘下に入り活動を行いますが、多くの団体、個人もここに属します。能登半島の活動では、部会単独で活動することもあれば、他の団体や個人と連携することもあり、時にはリーダーとなって一般ボランティアの方々を先導しながら活動しました。余



談ですが、若い消防職員が活動リーダーに選ばれた班を見ていると、慣れないながらも、被災者とボランティアの調整を図り頑張っています。一般ボランティアの皆さんと良いコミュニケーションも取っており、活動を終えて帰ってきたときは達成感とともに自信に満ち溢れている姿が見られ、とても頼もしく感じました。

また、地元消防職員や消防団員とも連携することが多くあります。能登半島での活動後も情報交換をしたり、関係性を継続していたりして、「防災の輪」の『葉』が大きく繁ってきたように感じています。

「防災の輪」という実

能登半島でボランティア活動をしていて、メンバーが一言に発する言葉があります。それは、「被災された方々から感謝の気持ちを伝えられたことが一番うれしかった。活動してよかったと思った」ということです。

被災された方は独居の高齢の方が多く、倒れたタンス一つ元に戻すこともできません。そんなちょっとした活動から、地震で倒壊した30m以上あるブ

ロック塀を削岩機やハンマーを使って解体、搬送する作業、水害に遭った幼稚園の床板剥がしなど、どのような作業でも、その場で感謝の言葉をいただくことで、自分たちの行動が間違っていないということを確認しモチベーションが上がります。

もちろん、被災された方とのコミュニケーションの取り方も大切で、皆さんの心に寄り添いながら話を聴くことも大切なボランティア活動になっています。

また、発災当時の様子や実体験を被災された方からうかがうこと、被災地を自ら目の当たりにすることは、防災を生業とする私たちにとって大変貴重な経験であり、今後発災するであろう首都圏での震災時に大いに役に立つこととなるでしょう。東日本大震災以降に入庁してきた部会員は、被災地というものを目の当たりにし、震災というものがどういふものかを学んでいます。こうした能登半島地震でのボランティア活動が、今後の被災地で活躍できる防災職員を育成していることは間違いなく、「防災の輪」からできた『実』であると感じています。

おわりに

今回は「防災の輪」と題して、部会が能登半島地震で活動して得られたものを紹介させていただきました。内容の性格上、活動の詳細はお伝えできませんでしたが、テレビの放映を見ることと、被災地に赴き五感で感じることは大きく違うということは間違いありません。

防災、減災に必要なことは、「信頼関係と正しい情報を得ること」「人・モノの防災力を結集すること」「コミュニケーション能力を高めること」が肝要であると感じています。

被災地ボランティア活動を今後の防災の糧とでき、その活動が被災された方々のために僅かでもお役に立てているのであれば、私たちの活動の意義があります。被災地の一日も早い復旧・復興につながることを、今以上に「大きな防災の輪」と成長することを祈りつつ、今後も活動を続けていく所存です。

SEKISUI

消火設備配管用高性能ポリエチレン管・継手

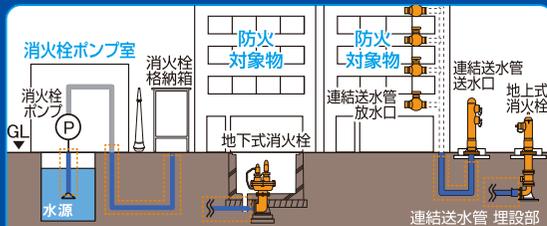
100・125・150Aを
ラインアップ!!

エスロハイパーAW 高圧消火管・継手

耐震性 耐食性 施工性

に優れたポリエチレン一体管路を構築

適用部位 連結散水設備及び連結送水管（埋設部）にもご使用いただけます。



▲防火区画貫通箇所や火災時に熱の影響を受ける恐れのある場所ではご使用できません。

※使用箇所などについて不明な点は所轄の消防機関へご確認ください。

最高使用圧力
1.6MPaで認定取得!

積水化学工業株式会社

環境・ライフラインカンパニー 建築システム事業部

エスロタイムズ
<https://eslontimes.com>



令和6年度版

消防設備士受験準備のための

消防設備六法

|| 好評販売中 ||

- 令和6年6月15日発行
(内容: 令和6年4月1日現在)
- A5判 ■2色刷
- 2,161頁
- 2,800円(税込)

消防用設備等に関する法令・規格省令・基準告示を収録。基本法令は読みやすい色刷りで登載。防火対象物別に消防用設備が一目でわかる「消防用設備等の早見表」も付いて、設置・点検・維持管理に最大の威力を発揮。

安全センターオンラインショップからお申込みください。

一般財団法人日本消防設備安全センター

第8回 予防業務優良事例表彰

「予防業務優良事例表彰」は、全国における各消防本部の予防業務の取組のうち他団体の模範となる優れたものを表彰し、広く全国で紹介することにより、予防行政の意義や重要性を広く周知し予防部門のモチベーション向上を図るとともに、各消防本部の業務改善に資することを目的として、消防庁において平成28年度に創設されたものである。第8回の応募事例の中から、消防庁長官賞、優秀賞を受賞した事例について紹介する。



電子申請等対応機器導入による 予防業務プロセスの改善

吹田市消防本部

はじめに

当市では、令和3年7月に「吹田市行政手続の電子化取組方針」が示され、自治体DXの推進が本格化した。当時国は、「行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」などへの対応を課題として挙げ、令和4年度中に火災予防分野の各種手続における電子申請等（以下「電子申請等」という。）の一部（19手続（10様式））の受付を開始できるよう全国的に取組が促進された。当市消防本部でも準備を進めていたが、既存のパソコン端末で電子データ（PDF）の図面等を審査することは、困難であると感じ

ていた。

そこで、電子データを書面感覚で審査ができ、現場検査にも対応できる機器を導入すれば、すべての電子申請等が受付可能となり、行政サービスの向上に繋がり、併せてペーパーレス化を進めることができると考えた。

また、令和4年度事業である防火対象物等の台帳のデータ化と併せることで、査察の効率化を図ることができるなど業務プロセスの改善も見込まれると考え、電子申請等対応機器（以下「対応機器」という。）に加えて、モバイルプリンターの必要性も検討し、導入に至った。



消防長・本部予防職員一同

取組内容

導入した対応機器とは、PDF化した図面等の審査が可能なソフトウェアをインストールしたタブレット方式でも使える12.5型のコンバーチブルパソコン(以下「マルチPC」という。)と当該マルチPCに接続して使用する23.8型の液晶ペンタブレット(以下「液タブ」という。)であり、さらにマルチPCを有効活用するため、モバイルプリンターも併せて導入した。

実際に電子申請等があれば、主に下欄の①～③の要領で処理し、査察時には、④のようにマルチPCとモバイルプリンターを活用している。

取組成果

令和4年4月1日から電子申請等の一部(33手続(19様式))の受付を開始し、対応機器導入後、令和5年2月1日からすべての電子申請等の受付を試験的に開始したところ、令和4年度の電子申請等は、全体の0.8%である117件であったが、令和5年4月1日から本格的に受付を開始した結果、令和5年度の電子申請等は、全体の2.2%である306件であった。

対応機器を導入したことによる主なメリットは、次のとおりである。

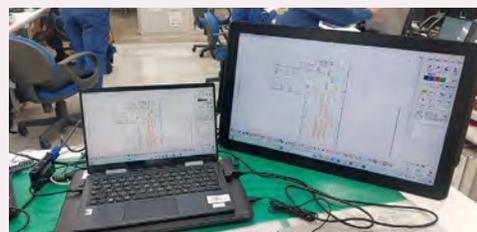
●申請者等側のメリット

①新型コロナウイルス感染症などの感染対策

①電子データを審査するときは、マルチPCに電子データを取込み、液タブを活用して、タッチパネルで距離測定等を行い、必要に応じて電子データ上に指摘内容を記載する。

②審査後は、電子決裁で処理し、意見書等は、当市独自の電子申込システム(容量100MB対応)を使用して申請・届出者(以下「申請者等」という。)に送付する。

③電子申請等に基づく現場検査については、マルチPCを活用して、タブレット方式で設備図面等をチェックしながら、検査を実施する。



マルチPCに液タブを接続

着工届出書、
設置届出書等
電子データの
取込み



マルチPC

タブレットに
変換



マルチPC

④査察時は、台帳データを取り込んだマルチPCとモバイルプリンターを持参し、マルチPCに映し出した各階平面図や関係者情報を基に査察対象物を確認して、指摘事項があれば、立入検査結果通知書や警告書(以下「通知書等」という。)を現地手交する。

台帳、関係法令等電子データの取込み



マルチPC

モバイルプリンター

通知書等
現地手交



マルチPC

モバイルプリンター



審査時の様子



検査時の様子



査察時の様子

- ②窓口訪問の手間が省け、24時間申請・届出が可能
- ③窓口混雑時の待機不要
- ④申請・届出書作成に要する紙出力のコスト削減

●消防側のメリット

- ①新型コロナウイルス感染症などの感染対策
- ②申請・届出書を任意の時間にまとめて行う効率的な受付が可能
- ③紙媒体の削減による庁舎空間の最適化
- ④ペーパーレス化によるコスト削減
- ⑤通知書等の現地手交による業務プロセスの改善及び郵便料等のコスト削減

申請者等からは、窓口に行く時間的制約がなく、とても便利であるという声をいただいている。審査・検査担当者からは、電子データを書面感覚でストレスなく審査ができ、検査時は、当該データを取り込んだマルチPCを携行すれば書類を持ち歩く必要がなく装備が軽量化され、導入して良かったとの感想を得ている。

そして、査察担当者からは、関係法令を取り込んだマルチPCによる携行品の軽量化、通知書等の現地手交、マルチPC備付けカメラと録音機能を活用した違反事実の記録など業務プロセスが改善され、職員の業務負担が軽減されたといううれしい声が上がっている。

対応機器の操作については、関係業者の協力を得て、基本操作方法の講習会を開催し、その後は、職員が誰でも簡単に操作できるよう、操作マニュアルを作成したことで、一定のスキルを保てるようにした。

また、電子申請等に関する要領をすべて改

正し、通知書等の様式については、マルチPCを使用して現地手交しやすいように新たに追加するなどの工夫を行った。

おわりに

令和4年2月に新型コロナウイルス感染症対策として、スマートフォンによるリモート検査(テレビ電話による遠隔検査)を取り入れ、セキュリティや衛生上の問題で事前予約が必要な建物に対しても事前通知なしで立入検査を実施するなどといった取組を始めたが、マルチPC等を導入したことで、当市消防本部の予防業務プロセスが大きく改善され、市民サービスの向上と職員の業務負担の軽減が図れたことは非常に喜ばしいことである。

さらに令和7年1月から立入検査結果通知書の電子交付を開始したことで、ペーパーレス化による大幅なコスト削減が見込め、SDGsに少しでも貢献することができる。

まだまだ世間的に電子申請等の認知度が低く、当市消防本部においても実績が少ないため、現状の課題となっている効果的な電子申請等の普及啓発活動について、今まで以上に窓口や検査時に関係者に対して、広報するのはもちろんのこと、他の自治体の取組を参考にしながら、申請数増加に向けて業務に邁進する。

また、電子申請等が普及すれば、新たな課題が発生する可能性があり、対応機器を使用した模擬審査・検査・査察を実施して、効率的な作業方法を模索しながら、職員が一丸となって業務プロセスの最適化を目指していく。



クレモナ避難はしご

一般財団法人 日本消防設備安全センター 認定品

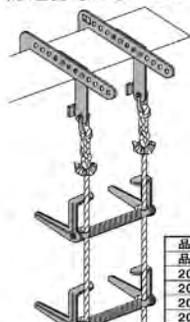
イザというときお役に立ちます。



災害や火災から尊い生命を守る命綱
屋外への脱出には軽くて扱い易い
避難はしご「オリールⅡ型」

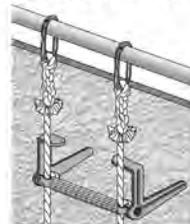
オリールⅡ型

(可変フック式)
認定番号はし-002号



オリールⅡ型-B

(カラビナ式)
認定番号はし-002-1号



品名	オリールⅡ型(可変フック式)			品名	オリールⅡ型-B(カラビナ式)		
品番	全長	有効長	用途	品番	全長	有効長	用途
2013	4.5m	3.9m	2階用	7013	4.4m	3.9m	2階用
2016	5.4m	4.8m	2階用	7016	5.3m	4.8m	2階用
2022	7.3m	6.7m	3階用	7022	7.2m	6.7m	3階用
2025	8.3m	7.7m		7025	8.2m	7.7m	3階用

トヨー消火器工業株式会社

〒136-0074 東京都江東区東砂2-1-13 TEL.03 (3646) 7227 (代)
<http://www.toyosyokaki.jp>

芦森工業製 消防用／消火栓用ホース自主回収のお願い

当社は消防用／消火栓用ホースの一部に消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。
下記該当製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡をお願い申し上げます。

呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	呼称	自主回収対象型式番号	自主回収対象製造年	
使用圧:1.6									
65	コ第7~13号	2002~2008	65	コ第11~18号	2002~2005,2007	40	コ第3~3号	2002~2008	
	コ第11~11号	2002~2005		コ第14~11号	2002~2008		コ第3~3~1号	2007,2008	
	コ第14~10号	2005~2008		コ第14~11~2号	2008		コ第4~13号	2002~2008	
	コ第14~10~1号	2003~2008		コ第14~21号	2003~2008		コ第4~13~1号	2002~2008	
	コ第15~1号	2005~2008		コ第14~21~1号	2003~2008		コ第15~7~1号	2003	
	コ第15~4~1号	2003~2008		コ第15~6号	2004~2008		コ第53~6号	2002~2008	
	コ第15~4号	2004~2008		コ第15~6~1号	2003~2008		コ第53~7号	2002~2008	
	コ第58~11~5号	2002~2007		コ第15~28号	2003~2008		使用圧:0.9		
	コ第15~4号	2004~2008		コ第18~47号	2007,2008		65	コ第53~32号	2004,2008
	コ第11~16号	2002~2006		コ第58~14~1号	2007,2008		コ第53~32~1号	1999~2007	
50	コ第1~10号	2003~2008	65/50	コ第11~14号	2002~2008	コ第61~13号	2002,2004~2008		
	コ第1~10~1号	2007,2008		コ第11~8号	2003~2008	65/50	コ第12~7号	2000,2001,2003~2008	
	コ第11~12号	2002~2008		コ第1~8~1号	2004~2008		50	コ第12~3号	2000,2001,2003~2008
	コ第15~3号	2003~2008		コ第2~9号	2002~2008	使用圧:0.7			
	コ第3~4号	2007,2008		コ第2~9~1号	2002~2008	40	コ第4~14号	2007,2008	
40	コ第3~4~1号	2007,2008	コ第8~12号	2002~2007	コ第7~28号		2003,2004		
	コ第11~13号	2002~2008	コ第15~16号	2003~2008	コ第10~4号		2000,2001		
	使用圧:1.3			コ第15~16~1号	2003,2006~2008		コ第15~27号	2004~2006	
65	コ第2~2~1号	2002,2003	コ第60~4~1号	2002~2007	コ第15~42号		2005,2008		
	コ第2~2~3号	2002,2004	コ第60~4~3号	2002~2005,2008					
	コ第10~8~1号	2002,2003	コ第60~4~4号	2002~2008					
	コ第10~8~2号	2003							

【ホース回収窓口】 0120-244-557 (フリーダイヤル) 受付時間(土日祝除く): 午前9時~午後5時



芦森工業株式会社

<https://www.ashimori.co.jp/>

違反是正

はじめに

当署が管轄する中原区は、川崎市のほぼ中央に位置し、市内7行政区の中で人口・世帯数が最も多く、再開発が進む武蔵小杉周辺の超高層ビル街を代表としたエリアである。また、平成20年に竣工した当署庁舎は、低層階が消防署、中層階以上がホテルという国内で初めての複合施設である(消防署とホテルは令8区画)。

令和6年4月には、近年増加する救急需要対策として市内初のデイトム救急隊を運用開始し、さらなる市民サービスの向上を目指している。

筆者は、令和5年度の人事異動により、局査

察課から当署出張所へ異動となり、8年振りの警防業務(隔日勤務)に従事している。

そこで本稿では、警防業務等に従事する隔日勤務員(以下「警防要員」という。)の査察能力向上をテーマとして、出張所が担当した警告事例、筆者が局査察課在籍時に携わった警防要員による消防法第5条の3命令(以下「吏員命令」という。)体制の整備等の取組について紹介させていただきたいと思う。

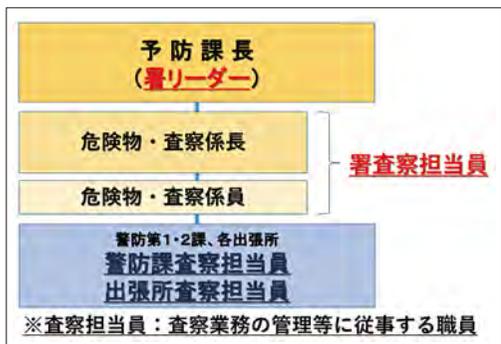
署の査察執行体制

当署は、毎日勤務である予防課、デイトム救

出張所が担当した 違反処理事例及び 警防要員による 吏員命令体制の整備

川崎市中原消防署
警防第2課菟宿出張所長
甲斐倫太郎





署の査察執行体制(イメージ)

急隊、隔日勤務である警防第1・2課及び3つの出張所の約150人の署員から構成されている。

査察執行体制としては、予防課長を「署リーダー」と位置付け、予防課のうち予防業務等に従事する職員(以下「予防要員」という。)から「署査察担当員」を、警防要員から「警防課査察担当員」及び「出張所査察担当員(筆者はこの立場)」を指定し、予防要員と警防要員が密に連携を取りながら査察業務を遂行している(※他の7消防署も同じ体制である。当市消防局の組織及び査察執行体制については、[2022年2月号](#)で紹介しているので割愛させていただきます)。

予防要員はもちろんのこと、救急隊を含む警防要員も査察業務に従事しており、警防要員の立入検査は、原則非番日に時間外勤務で実施している。

査察基本計画に基づき、当局全体で年間3,500対象以上の立入検査を実施するために、当署は年間600件を超える防火対象物の立入検査を担当している。

区分所有物件に対する警告事例

令和5年度に当出張所で担当する防火対象物の立入検査において自動火災報知設備(以下「自火報」という。)未設置の重大違反を覚知し、隔日勤務の利点を活かしながら出張所主導で違反処理を進め、早期の違反是正に至った事例について紹介する。

1 防火対象物の概要

昭和53年10月20日に新築された、防火造地上

2階建て、建築面積246㎡、延べ面積492㎡で、飲食店、物品販売店、共同住宅、営業用倉庫及び一般住宅からなる消防法施行令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物であり、消火器、漏電火災警報器及び誘導灯が設置されている。

また、本防火対象物の建物形態は、1つの屋根を共有した棟割長屋であり、6区分に別れた区分所有物件である。

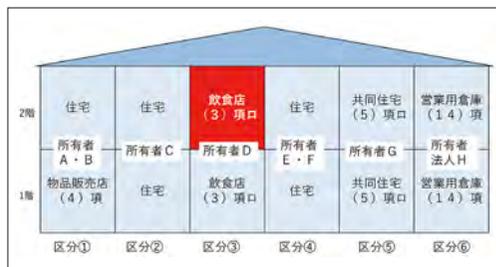
6区分のうち、2区分は共有物件であり、計8名の区分所有者がいる。なお、管理組合は存在しない。

2 自火報未設置違反の覚知

本防火対象物は、平成17年7月に自火報設置免除の特例適用(平成14年12月17日付け消防予第595号の特例基準に該当。条件の一つに特定用途が避難階のみであることが挙げられている。)が認められているが、令和5年9月に実施した出張所担当の立入検査において、2階の一部を飲食店((3)項口)として使用していることを確認し、当該特例適用条件を満たさなくなったため、自火報未設置違反が生じた。

3 指導経過等

(1)名宛人特定のため、法務局から不動産登記取

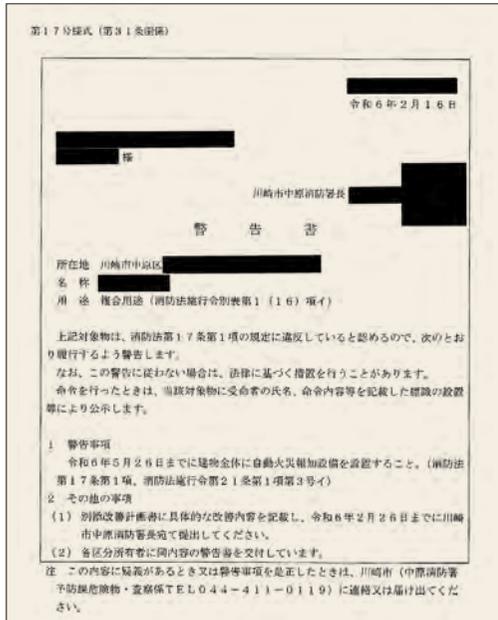


所有者8名の区分所有物件



1・2階の一部を飲食店として使用されていることを確認

違反是正



全区分所有者に同内容の警告書を交付

得及び関係者への質問の結果、区分所有者が8名いることが判明。8名全員が履行義務者となることから、各所有者と通知書等の交付について調整し、令和5年10月17・18日に区分所有者8名全員に建物全体の自火報未設置違反を記した立入検査結果通知票(以下「通知票」という。)及び違反公表制度に基づく公表通知書を交付(法人Hは市外のため、配達証明付郵便で送付)。

- (2)管理組合が存在しないことから、区分所有者8名それぞれと接触し、違反是正指導を実施。所有者Aが窓口となり、区分所有者が連名(D以外)で飲食店経営Dに対し、自火報設置・維持に係る要望書(※費用負担の協力をDに要望する内容)が提出される。また、Dから改善策についての相談があったため、①自火報設置、②特例適用時の状態への原状復帰(2階部分を飲食店として使用しない。)等の方法を案内した。
- (3)通知票履行期限が到来するも、設置に向けた進展がないため、令和6年1月23日に警告のための違反調査を実施。窓口A、飲食店経営D及びE(相続登記が未登記により名宛人特

定のため)の計3名に対し質問録取を実施。また、管轄区役所保健所へ飲食店に係る情報を照会(1・2階が飲食店として営業許可されていることを確認)。

- (4)同年2月16日、区分所有者8名全員に警告書を交付(履行期限は、同年5月26日※法人H宛て配達証明付郵便で送付したことから、到達期間を考慮し、内部規程で定める履行期限日数(90日)に10日を加え100日で設定)。
- (5)同年3月19日に建物全体の自火報の着工届、同月26日に区分所有者8名連名の改善計画書を受領(改善予定日は、同年5月31日)。
- (6)同年5月10日に設置届が提出され受領。6月11日に設置検査を実施し、違反改善。

4 時系列

S53.10.20	店舗併用共同住宅として新築
H16.6.29 H17.3.16	消防法令改正に伴う自火報設置義務の遡及調査を実施
H17.7.15	自火報設置免除の特例適用
H26.10.20	1・2階に飲食店が入居
R5.9.15~25	立入検査を実施し、2階一部を飲食店として使用していることを確認(持ち帰り違反精査)
R5.10.17・18	区分所有者全員に自火報未設置違反を記した通知票(履行期限：R6.1.18)及び違反公表制度に係る公表通知書を交付
R5.11.2	当市ホームページに違反公表対象物として公表
R6.1.23	警告のための違反調査
R6.2.16	区分所有者全員に警告書(履行期限：R6.5.26)を交付
R6.3.19	自火報着工届受領
R6.3.26	区分所有者連名の改善計画書受領(改善予定日：R6.5.31)
R6.5.10	自火報設置届受領
R6.6.11	設置検査を実施し、違反改善

5 隔日勤務の利点を活かした対応

本事例は、履行義務者となる所有者が8名おり、さらに管理組合も存在しないことから、指導

初期の段階では、関係者との接触や自火報設置の必要性の説得に苦慮するとともに、誰が自火報設置及び維持に係る費用負担をするのかがなかなか決まらない状況が続いた。

そこで、次のような隔日勤務ならではの対応を行い、各区分所有者との接触を重ね、関係性を構築することで、結果的に自火報設置の必要性等を理解してもらい、違反解消に繋げることができた。

(1)地域密着型の対応

出張所業務として地水利調査、警防調査、広報活動等、管轄区域内を巡回する機会は多くある。そのような機会を活用して、本防火対象物付近に部隊出向等した際は、対応可能な範囲で本防火対象物に訪問し、各区分所有者との接触を重ね、顔の見える関係性を築き、その上で是正指導や進捗状況の確認を行った。

(2)必要に応じた土日、夜間等の対応

区分所有者の中には、平日の日中の時間帯では接触が困難な所有者もいたことから、必要に応じて土日や夜間の時間帯などに部隊出向等で訪問し、関係者対応を行った。

また、予防要員と協力し、関係者からの連絡、相談等への対応体制を確保した。

6 出張所で担当したその他の重大違反事例

令和5・6年度に当出張所管内で新たに発覚した重大違反は、上記事例を含め計3件である。いずれも出張所主導で違反是正指導を行っており、1件は自火報の重大な機能不良違反(機能不良に伴う受信機電源遮断)で通知票履行期限内に是正済み(自火報全部交換)、もう1件は自火報未設置違反で、こちらは是正されないまま通知票履行期限が到来したことから、令和7年1月に警告書を交付したところである。

このように警防要員主導で違反処理を進めることで、これまで違反処理に馴染みがなかった職員(若手職員、予防未経験職員等)が違反調査等の手続きを経験することができ、火災予防の見識を広げるとともに、警防・火災調査業務と予防・査察業務とを結び付ける良いきっかけになっていると感じている。

警防要員による吏員命令体制の整備及びその成果

次に、警防要員の査察能力向上及び違反是正推進を図るために、警防要員による吏員命令体制の整備を行ったこと及びその成果について紹介する。

なお、警防要員による吏員命令体制の整備については、違反是正支援センターが実施する「令和5年度違反是正講演等動画配信事業」にて局査察課長が発信している取組内容であるが、筆者が局査察課在籍時に事務担当として関わっていることもあり、当該整備に至る経緯や思いなどを交えて、本稿で改めて紹介させていただく。

1 警防要員を対象とした査察研修体制

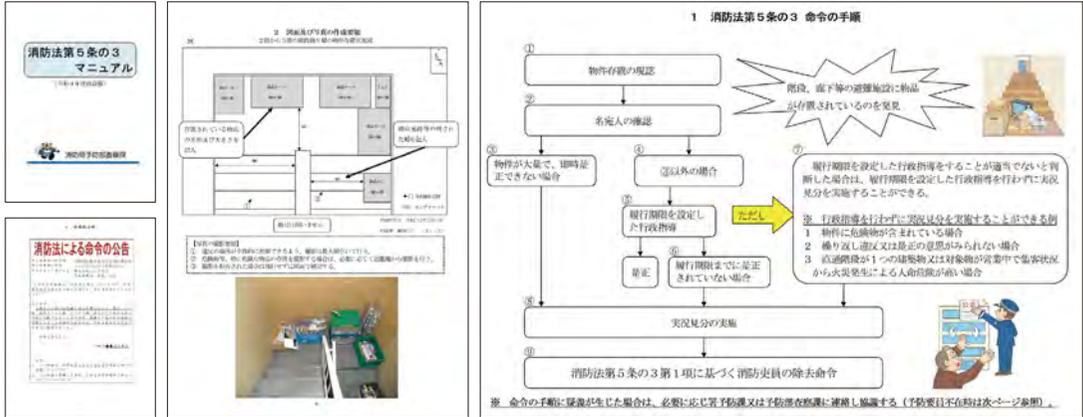
当局の査察研修体制は、毎年度の人材育成計画に基づき、警防要員を対象とする査察技術向上を目的とした研修を計画的に実施している。主な研修内容は次のとおりである。

研修名	内容
立入検査OJT研修	採用後3年未満の警防要員を対象としたOJT研修
eラーニング学習	立入検査教養研修、階層別研修、効果測定等、eラーニングシステムを活用した基礎から応用まで幅広くカバーする研修
査察技術競技会	各署代表チーム(2人組)が模擬査察を実施し、吏員命令の発動等を想定した実務的な研修

2 吏員命令のバイブル「消防法第5条の3マニュアル」

当局における吏員命令体制としては、内部規程等で運用するとともに、「消防法第5条の3マニュアル」(平成17年策定。以下「5条の3マニュアル」という。)に基づき現場対応している。

5条の3マニュアルには、命令手順、書類・標識の作成要領及び実況見分要領について分かりやすく記されており、吏員命令のバイブルとなっている。



吏員命令のバイブル「5条の3マニュアル」

3 警防要員の吏員命令体制の整備

このように警防要員を対象とした各種研修実施や5条の3マニュアルの運用等に伴い、立入検査時の適正な指導・応接や査察知識・技術の習得等、警防要員のスキル向上は見受けられるものの、近年、警防要員による吏員命令の発動実績はなく、警防要員のみで対応困難な事案は、是正指導が後手になる傾向があった。

そこで、警防要員の吏員命令に対する苦手意

識を払拭し、警防要員単独で吏員命令を発動しやすい体制を整えるため、5条の3マニュアルを一部改訂し、「予防要員不在時(土日、祝日、夜間等)の対応フローチャート」(以下「対応フローチャート」という。)を新設した。

(1)局内関係各課との協議・調整

警防要員単独での吏員命令発動のシチュエーションとして、災害出場などの部隊出向時等に避難経路の物品存置を発見した場合の現場対応が想定された。この場合は、部隊運用が関係してくることから、局警防課、指令課(消防指令センター)及び査察課で協議を重ね、運用について調整を行った。

また、マニュアル改訂の局内通知を3課連名で発出することにより、「吏員命令は、消防吏員全員の権限であるとともに、災害現場と同等の対応を行う緊急性がある」ことを警防要員に意識付ける狙いがあった。

(2)対応フローチャートの新設

局内3課で協議を重ね、令和5年2月に5条の3マニュアルを改訂し、対応フローチャートを新設した。

広聴業務、災害出場等で、避難経路への物品存置を現認した時は、即時立入検査を実施することとし、さらに吏員命令に該当すると判断した場合は、必要に応じて部隊を「出場不能」とし吏員命令の対応をできる運用とした。



予防要員不在時の対応フローチャート

4 警防要員への対応フローチャートの普及

3課連名で発出した局内通知において、ミーティング等の機会を捉えて当該改訂内容の周知徹底を促すとともに、筆者が当署に異動後、署内の警防要員を対象として「警防要員による物品除去要領」について、対面形式及びeラーニングシステムを活用した署内研修を複数回実施し、署予防課と協力しながら対応フローチャートの運用について広く普及を図った。

5 警防要員の吏員命令体制運用の成果

令和5年度に当署管内の災害現場において、対応フローチャートに従い、避難障害及び消防活動上の障害を即時是正させた2件の事例を紹介する。

いずれの事例も予防要員不在時であったため、

【事例1／避難及び消防活動上の障害】

日曜日の災害現場(特定複合用途対象物)で、消防隊が避難状況を確認中に、階段部分への大量の物品存置を覚知したもの

【事例2／消防活動上の障害】

夜間の災害現場(大規模事業所)で消防車両を水利部署する際に、敷地内防火水槽付近に大量の物品(パレット等)存置を覚知したもの

対応フローチャートに従い、災害活動終了後に、そのまま立入検査に移行し、関係者に対して速やかな行政指導を行ったことにより、その場で物品を除去させ、警防要員単独で火災予防上の危険要因を排除することができた。

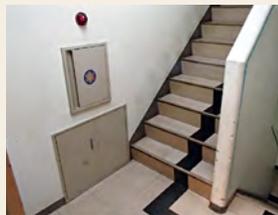
今後も対応フローチャートに従った現場対応を行い、火災予防上危険性が高い現場における警防要員単独での吏員命令発動を期待したい。

さいごに

令和5年5月に消防大学校実務講習「査察業務マネジメントコース(第7回)」に入校させていただき、当該コースでの講義内容や各消防本部所属の学生と情報交換する中で、これまでに発生した社会的影響が大きい火災等の経験を踏まえ、全国的に積極的な違反処理が求められており、予防要員のみならず警防要員に対しても違反処理に関する知識及び技術について広く普及させ、違反処理体制を強化していく必要性があることを改めて実感した。

今後も、本稿で紹介したような取組等を継続して、より一層の警防要員の査察能力向上及び火災予防への意識改革を図り、予防業務と警防業務の垣根を越えて組織一丸となり、人命救助の最前線である「火災予防」を効果的に発信できるよう、これからも邁進していきたい。

【事例1】



【事例2】



災害現場での物品除去指導

事例研究

久御山町消防本部・
三田市消防本部

府県を越えて2つの消防本部が連携した 火災原因調査事例

本事例では、ユニット工法で施工された2軒の専用住宅で発生した焼損状況の酷似する火災において、府県の異なる2つの消防本部が連携して原因調査を進めた。情報を共有し調査を進めた結果、天井裏に束状で敷設された太陽光発電システム用ケーブルから出火したことが判明。企業側の協力と迅速な緊急対応により、更なる類似火災防止に繋がった。

はじめに

本事例では、専用住宅に設置された太陽光発電システム用ケーブル（以下「PVケーブル」という。）からの出火が疑われる火災の原因調査事務進行中に、同じハウスメーカーが施工した別の専用住宅において、同時期に焼損状況の酷似する火災が発生していたことが判明したため、京都府久世郡久御山町を管轄する久御山町消防本部と、兵庫県三田市を管轄する三田市消防本部が府県を越えて協力し、火災原因調査を進めた。

火災概要

京都府久世郡久御山町で発生した火災を「第1火災」、兵庫県三田市で発生した火災を「第2火災」とし、表1に概要を記載する。

「類似火災」覚知状況と協力関係構築まで

- 第1火災現場を管轄する久御山町消防本部は、焼損建物が入居済みのため破壊を最小限とし、室内側から見分。
第2火災現場を管轄する三田市消防本部は、焼損建物が未入居で所有者の了承が得られたため、屋根鋼板を捲り屋根上から見分した。両本部ともに焼損した束状のPVケーブルを収去した。
- 三田市消防本部は、令和5年5月下旬に第2火災現場において関係各社との合同検証を実施。ハウスメーカーAの社員から三田市消防本部担当者に、「営業エリアの異なる、京都・滋賀エリアで同じような火事があったようです」との情報提供があり、さらに詳しく報告するよう依頼した。

表1 火災の概要

	第1火災(京都府)	第2火災(兵庫県)
出火時刻	令和5年5月中旬 昼	令和5年5月 ※日時分不明
覚知時刻	令和5年5月中旬 昼	令和5年5月中旬 朝 ※第1火災の2日後
火災種別	建物火災	
建物概要	鉄骨造鋼板折板葺平屋建て(陸屋根上に太陽光発電システム)	
焼損程度	部分焼(天井裏約3㎡焼損)	部分焼(天井裏約2㎡焼損)
居住状況	令和4年12月竣工、入居済み	令和5年4月30日竣工、未入居
人的被害	なし	

- (3) 令和5年6月2日、ハウスメーカーAから三田市消防本部に、京都府久世郡久御山町で発生した火災(=第1火災)の概要書、焼損建物の平面図及び焼損状況写真が提出され、り災建物、太陽光発電システム、焼損箇所等のあらゆる状況が兵庫県三田市で発生した火災(=第2火災)と酷似していたため、久御山町消防本部に電話で問い合わせたところ2件の火災に多数の類似点があることを確認できた。
- (4) 令和5年6月7日、両消防本部担当者が電話で情報交換中、以後の火災調査を合理的かつ相補的に進めていくため、それぞれが収集した固有の調査情報を持ち寄る機会を設けることで合意した。

●情報の共有

令和5年6月30日、久御山町消防本部において「情報交換会」を開催した。わずかに数時間の情報交換をとおして様々な情報共有が図られ、以後の調査活動を円滑に進めることができた(写真1)。

(1)出火建物について

出火建物は、どちらもハウスメーカーAが販売した同一仕様の鉄骨造平屋建ての専用住宅であった。このハウスメーカーAは、建物を一定サイズに分割したユニットをグループ会社Bの工場で製造後、建設現場に搬送して組み合わせ



写真1 情報交換会の様子

る工法を採用している。本件火災で焼損した両建物についても、内装仕上げのみを残す状態のユニットが工場から出荷され建築されていた。

(2)見分状況等

- ア 第1火災と第2火災の建物には、メーカーや諸元等同じ製品で構成される太陽光発電システムが設置されていた。
- イ どちらの焼損建物も、焼損範囲は天井裏の数mと限られた範囲で、主要な焼損物品は小屋組材と、束状のPVケーブル及びグラスウール製の断熱材である。全体的な焼損状況について、顕著な相違点は認められない(写真2～5)。
- ウ 第1火災現場では、束状のPVケーブルが2つ重ねられた状態を確認している。第2火災

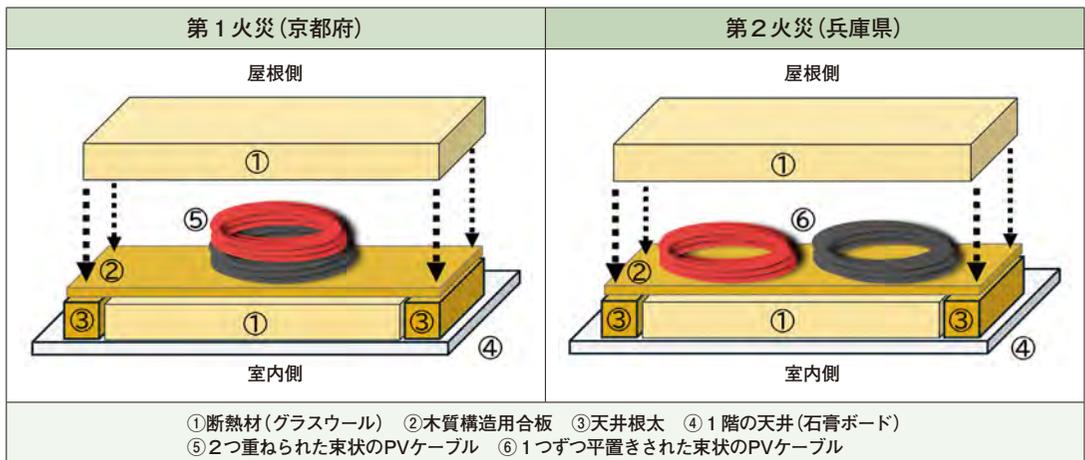


図1 天井裏イメージ図

第1火災(京都府)



写真2 天井裏の状況(室内側から)

第2火災(兵庫県)



写真4 天井裏の状況(屋根上から)



写真3 焼損した束状のPVケーブル



写真5 焼損した束状のPVケーブル

現場では、束状のPVケーブルが1つずつ平置きされた状態を確認している(図1)。

- エ 独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)の協力を得て、両消防本部が取去した束状のPVケーブルのX線鑑定を実施。電気痕が認められたものの、一次痕か二次痕かの判定はできず、原因特定に繋がる損傷や、施工用金具等の異物混入も確認できなかった。

◆関係各社からの情報

- (1) 質問調査において、グループ会社Bの工場ではユニットが製造される際に、長さ31mのPVケーブルが束ねられた状態でユニットの天井裏部分に置かれて各地に出荷されることが判明。

本件火災建物2棟の天井裏と同じ状況にあ

ると考えられる建物が、近畿地方から中部地方までの範囲に58棟存在しており、緊急1次対応として、パワーコンディショナー内ブレーカー断及び屋根上結線の切り離しを行い、緊急2次対応として、天井裏のPVケーブルを引き出し、順次束状態の解消を進めていくと報告を受けた。

- (2) グループ会社Bの研究所において太陽光発電システムの実証実験が行われ、束状のPVケーブルをグラスウール製断熱材で覆い、想定される太陽光発電システムの発電量を与えた場合、1束ずつ離れた状態で162℃を計測、2束を重ねた状態では174℃を計測し、後者では芯線同士の接触、短絡が発生。PVケーブルが束状で敷設された場合、高温になり、軟化、溶着、もしくは溶解に至ることが確認された。

- (3) PVケーブルメーカーからは、PVケーブル敷設時に、配線条件に応じた補正係数を乗じて許容電流の補正を行う必要があることが考慮されておらず、太陽光モジュールの出力電流が延長ケーブルの許容電流を超えた状態であったと考えられるとの所見が示された。

◆ 出火原因の考察

○ 久御山町消防本部

太陽電池モジュールの出力電流を本来は配線ケーブルの配線条件に応じて電流の補正を行う必要があるが考慮されず、通常よりも長く、さらに束状が展開されていない状態でPVケーブルが使用され、束の列が多くなったことで許容電流が著しく低下したPVケーブルの許容範囲を超える電流が流れ続けたことにより、重なるように敷設されていたケーブル束が時間をかけて蓄熱し被覆が溶融、芯線が露出し短絡が発生したことにより出火に至ったものと推定した。

○ 三田市消防本部

束状のPVケーブルは、木質構造用合板の上に置かれ、その上下をグラスウール製断熱材に挟まれた状態で焼損していた(図1)。グループ会社Bが実施した実証実験結果等を踏まえ検討した結果、PVケーブルが束状であったため、モジュールの出力電流が延長ケーブルの許容電流を超え、PVケーブル自体が数時間から数日間にわたって断続的に高温発熱状態になり、小屋組材の木質部において炭化が進み火災に至ったものと判定した。

◆ 類似火災防止に向けて

- (1) 火災原因調査と並行して、ハウスメーカーA及びグループ会社Bに対する類似火災予防対策の指導について両消防本部で検討し、下記事項について対応を求めることとした。
- ア 必要以上に長いケーブル束の施工存置を許容するような設計及び施工手順の見直し
- イ 施工マニュアル中に、必要以上のケーブル束は発熱、発火するおそれがあるため厳禁とする注意書きの追加記載

- ウ 施工済み同条件建物への対応結果報告
- (2) グループ会社Bによる原因考察と類似火災防止対策として、令和5年10月26日付文書にて、グループ会社Bから下記のとおり最終報告を受けた。

ア 不具合発生原因

- (ア) 建築プランに合った適切な長さのPVケーブルを選択すべきところ、一律31mと余長が長いまま出荷していた。
- (イ) 各工程への配線余剰リスクと注意喚起ができていなかった。
- (ウ) 電気工事業者がケーブル束のリスクを把握していなかった。

イ 再発防止策

- (ア) グループ会社B工場の製造工程プログラムを変更し、PVケーブルを適正な長さで出荷するよう改めた。
- (イ) 施工マニュアル等に、PVケーブルの配線要領及び注意事項を追記し、PVケーブルが束状のまま配線された場合に発火の危険性があることを電気工事業者に周知伝達することとした。
- (ウ) 電気工事業者が提出する施工報告書に、PVケーブルの配線状況写真を添付し報告するよう変更した。

ウ 施工済み同条件建物への対応結果

現地での点検結果に応じて、屋根鋼板を捲りPVケーブルを入れ替える等の工事を進め、令和5年10月21日に全邸の対応が完了したことが報告された。

◆ おわりに

今回の事例は、同条件の建物が多数存在することが予測され、早急な原因究明と再発防止対策を講じる必要があった。府県の異なる消防本部が連携して調査を進めた結果、出火原因を特定し、企業側の協力的な対応により「類似火災の防止」という火災原因調査本来の目的も達成できた。火災原因調査における消防機関の連携、協力の有用性を実感した事例であった。



新・日本消防会館

2024年8月竣工、1階展示スペースも充実

建設を進めてきました新しい日本消防会館がいよいよ完成しました。ここに至るまで、具体的な建設構想の検討、必要な建設資金の確保などでご協力いただきました全国の消防関係の方々をはじめとする本当に多くの方々に深く感謝申し上げます。

そして、この新しい会館は、ご協力いただきました方々への感謝を込めて、日本消防の一層の発展、消防業務の運営を所管する全国市町村の益々の発展に貢献できますよう、その運営についてできる限り努力してまいります。

まず、新しい会館の概要について申し上げます。新しい会館は、前会館と同じく、東京都港区虎ノ門に所在し、地上14階地下2階、延床面積16,300㎡です。前会館は約12,000㎡でしたが、敷地全体を活用するなど建物で面積は増加しました。その外観は写真の通りです。白色を主体とするシンプルなものです。

屋上には全国消防殉職者慰霊碑を引き続き安置し、1階に日本消防防災情報センター、3～5階に1,000席のニッショーホール、6階から上階は日本消

防協会など、消防関係団体が入居します。1階のガラス窓からは情報センターの内部を見ることができ、2階のガラス窓には消防のいろいろな絵、写真を展示しますので、「ああ、これは消防の建物だ」とすぐわかるようにします。

以下、内部について、もう少し説明します。

全国消防殉職者慰霊碑(屋上)

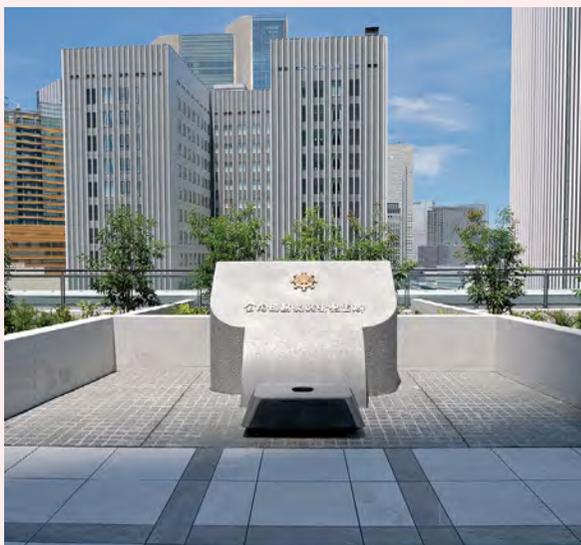
前会館からそのまま引き継いだものとしては、屋上に安置した全国消防殉職者慰霊碑があります。笹川良一元会長が筆を揮われた慰霊碑をキチンと整備して安置しました。エレベーターで屋上まで行っていただければ正面に安置されていますし、そのすぐ傍には休憩所も設けました。ゆっくりお参りしていただくことができます。

日本消防防災情報センター(1階)

新会館においていただければ、消防関係の方々にも一般の皆さんにも1階の日本消防防災情報センターにスーッと入っていただくことができます。



銀座線虎ノ門駅方面より



屋上慰霊碑



日本消防防災情報センター 室内図

入っていただきますと、日本消防の沿革、日本消防協会の沿革を示すコーナーがあり、ここでは、前会館が笹川良一元会長によって建設されたものであることを明らかにします。さらに、日本消防の発展に大きな影響を与えた災害の状況を示す大型のデジタルサイネージによる展示、また、全国各地の消防の取り組みや消防防災関係の機器開発の状況などの展示によって、幅広く消防防災関係についてのご認識を深めていただき、消防防災活動の重要性をご理解いただけるように努力をいたします。

開館時の大型デジタルサイネージによる展示では、100年を迎えた関東大震災、30年を迎える阪神淡路大震災をご覧いただけます。なお、この情報センター内の通り抜けは、地下鉄虎ノ門ヒルズ駅から虎の門病院に行く近道にもなります。また、外の通路から窓ガラス越しに内部の雰囲気をおかがうことができます。この情報センターは、新会館の目玉となる施設として、地球規模の災害状況の変化などを視野に入れつつ、その使命を果たすため、開館後も継続的に発展させていかなければなりません。

Aゾーン

日比谷線虎ノ門ヒルズ駅方面から入場していただいた時に、すぐ近くにあるのがAゾーンですが、ここでは「日本消防会館・日本消防協会の沿革」と「新日本消防会館の概要」の映像をご覧いただくことができます。

戦前・戦後を通して協会事務所及び日本消防会館は6回の建替えになりますが、その間における日本消防協会のあゆみを歴代の会長をはじめ、皆様にもなじみ深かった改築前の会館が笹川良一会長の時に建設され在職期間17年2カ月の中で、日本消防の発展に大きく寄与されたことも明らかにし、現在ま



Aゾーン

での取組みを映像でご覧いただけます。

また、「新日本消防会館の概要」では、新しく生まれ変わった日本消防会館の概要をご覧いただくことができます。

Bゾーン及びCゾーンは我が国の消防の充実強化等に大きな影響を与えた大規模な災害体験等を分析展示しております。

Bゾーン

「関東大震災」の映像を大画面でご覧になることができます。今からちょうど101年前の大正時代、さまざまな都市問題が浮き彫りになっていた時に、マグニチュード7.9の大地震が発生。これをCG地図フルスクリーンにより、被害の全体像を明らかにし、火災による延焼拡大の経緯と原因を分かりやすく分析し、特に、死者行方不明者数の大多数の方々がお亡くなりになった原因が火災によるものことから、火災に焦点を当て、そこに被災体験者の体験談を折り込み、生死を分けた要因を分析しております。



Bゾーン



Cゾーン

最後に、現在の東京が抱える課題を示しながら、私たち一人ひとりも日頃からの備えが大切なことを訴えています。

Cゾーン

「阪神淡路大震災」の映像を大画面でご覧になれます。今からちょうど30年前に発生した都市直下型地震で、現在の「緊急消防援助隊」はこの大震災の教訓から発足した制度です。

中央画面は、震災当時の家屋損壊、市街地火災、高速道路倒壊などの映像を背景に、この震災をさまざまな立場で体験された方々の活きた体験談をもとに、震災当時、困難を極めた環境下における消防活動を通して、消防人同士のチームワークや、他都市からの応援受け入れ、更には海外からの応援受け入れ、そして、避難所運営での住民同士の助け合いなど、さまざまな体験をとりあげています。

また、Cゾーン左画面は、災害デジタルマップとして体験型コンテンツです。

ここは、被災地のデジタルマップ上に約200カ所の当時の災害状況の写真や市民インタビュー動画を落



Eゾーン



Dゾーン

とし込んでおり、視聴者の選択により、その地域の当時の震災写真や動画をご覧いただくことができます。

Cゾーン右画面は、「時系列で体験する震災」体験型コンテンツです。

1月17日、5時46分に震災が発生した以降から、2月14日の「阪神・淡路大震災」と名称が決定された日までの間を時系列でまとめたもので、その時系列の中に当時の震災写真や震災動画を視聴することができます。

Dゾーン

「日本消防の沿革」をご覧になることができます。この画面は虎ノ門病院方面側からの入口ですと、最初の画面になります。

この映像は、日本消防の幕開けである江戸時代の武家と町人による火消組織・破壊消防から、現在の「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定など、日本消防がたどってきたあゆみと現在向き合っている「地域防災力の強化」の最前線をご覧いただくことができます。

Eゾーン

「海外の消防事情」をご覧になることができます。

近年の気象状況のもと、海外で発生しているさまざまな災害等の事例、現地の対応の状況を日本消防としても参考にするためのゾーンで、ギリシャ、フィンランド、ポルトガル、フランス、中国の5カ国の映像をご覧いただけます。

FGゾーン

全国各地の幅広い消防防災活動の状況をご覧になることができます。

我が国の消防団、女性防火クラブ、少年消防ク



Fゾーン

ラブ、自主防災組織、常備消防等の多彩な映像、約300本の映像を視聴者が選択してご覧になることができます。

このように日本消防防災情報センターにおいては、消防防災に関するさまざまな情報展示を行っており、これからも消防関係者はもとより、一般の皆様にもご覧いただくことを意識しながら、消防防災活動の一層の充実発展に関連する幅広い情報を提供してまいります。

ニッショーホール(3階～5階)

前会館のホールは742席で、音響など少し十分でない面もありましたが、新会館のホールは1,000席と大きく、音響にも配慮してあります。都心では貴重なホールで消防防災関係はもとより、全国の地方自治関係の集会その他、いろいろな目的で利用していただけるホールです。

また、2階の会議室とうまく組み合わせて活用しますと、さらに一層、多様な活用ができます。楽しんでいただけると幸いです。



ニッショーホール



Gゾーン

会議室(2階・6階)

2階は、最大180席の利用が可能な会議室と、28席と45席の会議室2室を設けています。それぞれの利用目的に応じてご使用いただいたり、また、ホールとの有機的な連携によるご活用にご配慮いただくなどでお役に立てるでしょう。

なお、外から見やすい2階の窓ガラスには、江戸時代以来の日本消防の歴史をご覧いただける絵や写真を展示します。1階の日本消防防災情報センターの窓ガラスと合わせてこの会館が消防のものだということがすぐわかるようにします。

消防人 たまり場(6階)

全国各地から上京して日本消防会館をお訪ねいただいて、もう少し時間があるなという時に休憩所としてご使用いただき、その時同席される方がおられたら、災害体験などをご自由に語り合うことができるスペースとして、6階に「消防人 たまり場」を設けます。あまり大きなスペースではありませんが、仲良く語り合っただけであれば幸いです。



ニッショーホール(客席)

ZEN断

(せんだん)

簡単取り付けタイプ
コンセントに差し込むだけの感震ブレーカー

日本防災スキーム株式会社



○概要

本製品、感震ブレーカー「ZEN断」は、一定規模以上の地震(震度5強相当)を感知した時、疑似漏えい電流を流すことで主幹の漏電遮断器を作動させて地震発生直後の電気火災と停電復旧時に起こる通電火災の防止を目的とする。

○特長・機能

【正確性】

振り子の原理を応用した特許技術により正確に作動する仕組みを採用。

【安全性】

取り付けが簡単。高所の作業や電気工事等の必要が無く、アース付きコンセントに差し込むだけで設置が完了。怪我のリスクがほとんど無い



消防防災製品等推奨品(一般財団法人日本消防設備安全センター)

「ZEN断」は

- 所定の地震強度で疑似漏えい電流を流し、漏電遮断器を作動させる。
- 地震直後の電気火災と停電復旧時における通電火災を防止する。
- 取り付けに電気工事が必要なく、安全・安心に設置、そして管理ができる。

などにより推奨を取得【推奨番号：推奨第59号】





ため年齢を問わず、安全かつ確実に取り付けができるので安心。

【堅牢性】

振り子の原理で揺れを感知し作動するため、故障する可能性が極めて低く定期的なメンテナンス等の管理を必要としない。

○取り付け方法

取り付け位置は、アース付きコンセントである。洗濯機置き場や冷蔵庫周り、トイレなどの水回りにも設置可能。水平を確認しながら裏面の強力な両面テープの剥離紙を剥がして差し込む。アース線への接続に使用する工具(道具)はプラスドライバーのみでどなたでも取り付けが可能。

【おすすめの設置場所】

- ①お手洗い周辺
- ②洗濯機置き場
- ③冷蔵庫などのキッチン周辺

○本製品の作動原理について

アース付コンセントに本製品を差し込み固定した後、アース線をアース端子に接続する。コンセントプラグの差し込み端子は一方が金属製で他方が絶縁樹脂製であり、端子のサイズが異なる。金属端子を非接地側L極、絶縁樹脂端子を接地側N極と呼ぶ。この構造により長期間設置が想定される感震ブレーカーを定期的なメンテナンス無しで、両極間の電気ショートやプラグでのトラッキング発火事故の恐れが無く使用できる。

一定規模以上の地震(震度5強相当・250gal以上)を感知すると、製品内部の振動体が振れて上下の導通極板に接触し、その電流が擬似漏えい電流として分電盤の主幹に接続されている漏電遮断器を作動させるものである。激しい地震で建物が傾くことや倒壊状態になると振動体はその傾きそのまま接触状態を保つため、停電復旧で通電されても漏電遮断器を瞬時に作動し電源を遮断することができる。

おすすめの設置場所



お手洗い周辺

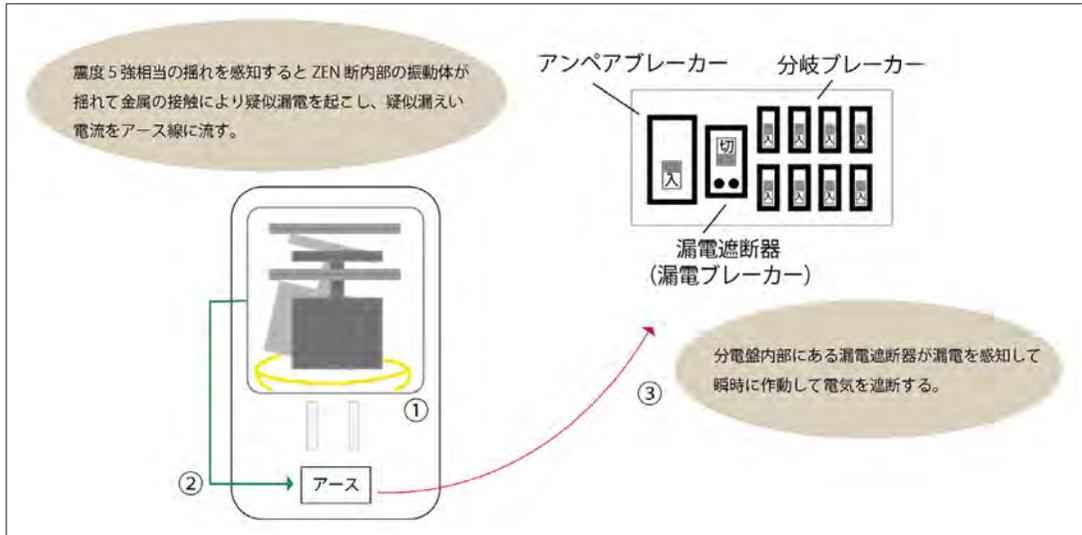


洗濯機置き場

※洗濯機用の配線と併用してご使用いただけます。



冷蔵庫などのキッチン周辺



○「ZEN断」の遮断タイマー機能について

ZEN断は、所定の地震動を感知すると0秒～3分の間で30秒ごとに漏電遮断器を作動させ全ての電源を遮断する機能がある。したがって、夜間に地震が発生した場合、暗闇になって避難することが困難にならないよう遮断までの時間

を選択することが可能。

また、避難するために明かりの確保をZEN断の遅延タイマーで行いつつ、電気火災リスクの高い電気製品は当社の「coco断」と併用してご使用いただくことで、電気／通電火災の対策が向上する。

火の元になりそうな電気機器を即時に遮断

特定機器遮断タイプ **coco断**

通常時は3個口まで機器を接続することが可能
(合計150W以下で複数くはない)

状況に合わせて家全体の通電をタイマーで遮断

ブレーカーを落とす全遮断タイプ **zen断**

30秒ごとのタイマー付 (0～3分まで)

希望販売価格(消費税・送料別途): 感震ブレーカー「coco断」11,000円 感震ブレーカー「ZEN断」9,000円

お問い合わせ 日本防災スキーム株式会社 営業部 〒206-0802 東京都稲城市東長沼568-11-2F
 FAX: 042-401-5771 <https://nbss.co.jp/>

都道府県消防設備協会会員の皆さまへ

消防設備業総合保険のご案内

近年、業務上の賠償責任や従業員の労働災害についての企業の対応が重視されています。
消防設備業総合保険は、一般財団法人日本消防設備センターが保険契約者となる団体契約のため、
補償内容も充実しています。
A型・B型の賠償責任保険は、消防用設備等に加え、その他設備の保守業務も対象とすることができます。

賠償責任保険

業務上、他人の身体・生命を書したり、他人の財物を損壊してしまった時のために

A型(イ型)

消防用設備等保守業務
(点検・整備)を行う
皆さまのために

A型(ロ型)

その他設備の保守業務
(点検・整備)を行う
皆さまのために

B型

消防用設備等の工事
(新設、増設、移設、改修)を
行う皆さまのために

D型

消防防災訓練における
指導・指示を行う
皆さまのために

G型

防火対象物定期点検を
行う皆さまのために

J型

お客様の情報(個人・企業)を
扱って業務を行う
皆さまのために

PS型

消防用設備機器(他社
製品)などを販売している
皆さまのために

業務災害補償保険

役員・従業員を手厚く守るために

業務災害補償

役員・従業員の就業中の
身体障害による入・通院補償
をお考えの皆さまのために

3つの特長

割安な保険料で 大きな補償

団体契約のスケールメリットにより個別の割引が適用され、割安な保険料で大きな補償が得られます。

賠償責任リスクを 総合的に補償

消防用設備等の保守業務・消防用設備等以外の保守業務、各種設備工事、消防防災訓練等、様々な事業活動時の賠償事故に備えることができます。

簡単な手続きで 多様なリスク補償が可能

賠償責任リスクに加え、情報漏えいリスクや業務災害リスクも1回の手続きで簡単に補償が可能となります。

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 / 東京海上日動火災保険株式会社 / 損害保険ジャパン株式会社

保険契約者

一般財団法人日本消防設備安全センター

お問い合わせ先
(取扱代理店)

日本フェスクサービス株式会社

東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館11階 Tel.03-6450-1406 (9:00~17:00)

詳細は

<https://www.fesc.co.jp/insurance/sogouhoken/>



高齢者世帯への防火訪問



山形県 天童市消防本部

火災による死者は、住宅火災で多く発生しています。このうち65歳以上の高齢者は、住宅火災による死者数の8割弱を占めています。

天童市消防本部では、秋の火災予防運動の一環として、住宅防火を担う「天童市女性防災クラブ」との合同により、75歳以上の方が居住する世帯(約200世帯)への防火訪問を実施しました。

火災予防啓発用品の配布により住宅防火及び住宅用火災警報器の

設置、維持管理について、広報活動を行いました。

寒さに向けて暖房器具の使用など火気の取り扱いが増える時季、居住者からは「火災は一番怖い」「住宅用火災警報器の使用期限は？」等、生の声を聞くことができました。

高齢者を中心とする死者の減少、財産の損失を防ぐため、これからも積極的な火災予防広報に取り組んでいきたいと思っております。

Live119による指導のもと店員が異物除去成功～消防総監感謝状を贈呈～

1月29日(水)管内の飲食店で従業員が来店客から店内で食事中に喉に物を詰まらせ女性が倒れたとの知らせを受け、早期に119番通報しました。傷病者の家族がハイムリック法を実施するも、異物除去には至らず、従業員の庄司綾さんが多摩災害救急情報センターのLive119を通じた指導のもと、床上にて背部叩打法を実施し、異物除去に成功しました。救急隊到着後も情報提供、搬送路の確保、衆人

環視対策を継続し、傷病者の容態回復に大きく貢献しました。庄司さんは上級救命講習の認定を受けており、習得した知識・技術を最大限に発揮し、迅速かつ適切な処置により、傷病者の救命につながりました。

庄司さんは、「訓練以外に実践経験はなかったが、Live119による具体的な指示をもらったので、安心して処置ができた。後日快方に向かっていくことを聞き、うれしく思う」と語りました。



東京消防庁・調布消防署

五感で感じる住宅防火 小学生特別防火教室を開催



富山県 富山市消防局

富山市消防局では、11月12日(火)に富山県消防学校において開催し、富山市内5つの小学校から3年生児童240名が参加しました。

会場には6畳一間の模擬家屋を建て、室内には火災が発生しやすい状況を作り、室内外にカメラを7台設置、それぞれの映像を切り替えて217インチのビジョンカーに映し、職員が寸劇を交えながら、火災が発生するまでの状況や火災予防のポイントを児童にわかりやす

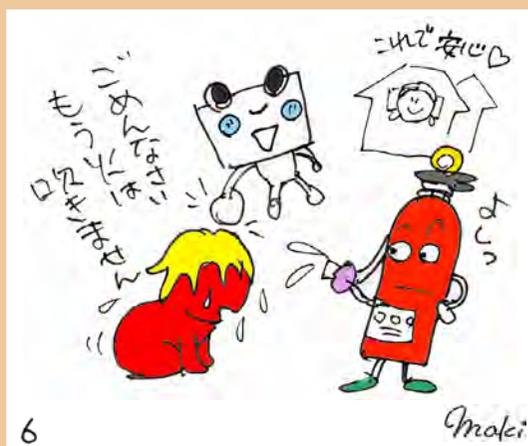
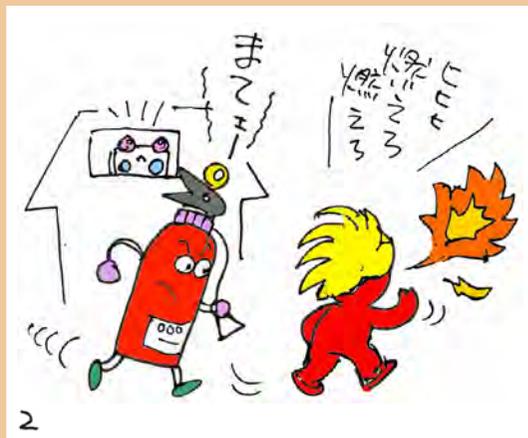
く説明しました。

児童からは、「火事はすぐ燃え広がると感じた」「(帰宅後、両親に)ピーピーと音が鳴る火災報知器があるか聞いた」などの感想が挙がり、予想を上回る手応えがあったと感じています。

今回の事業を通し、児童らに火災の恐ろしさや、命の大切さを肌で感じてもらえるきっかけになるとともに、家族への火災予防の啓発にも寄与したものと思われま

安全戦隊 FESCレンジャー

〈第12話〉カジダーと住警器おじさんの対決



ストーリー提供：松本広域消防局 予防課
ストーリーを募集中！ 宛先：月刊フェスク編集室 henshu@fesc.or.jp

PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項について相談できる処理施設の紹介

一般社団法人日本消防装置工業会 第二部会技術分科会 主査 入江健一

昨今の環境意識の高まりにより、PFOSやPFOA、PFASといった単語を目にすることが増えてきている。PFOSやPFOAは「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」で規制されている化学物質の略称（化学的な正式名称はあるが本稿では略称を使用する）である。この規制を受けて条約締約国である日本国内でも「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律：昭和48年（1973年）法律第117号（以下「化審法」という。）」等により各種規制がなされている。

PFOSやPFOAは一部の泡消火薬剤等で使用されていた事実があり、泡消火薬剤のみならず泡消火設備の取扱いについても、消防法以外に「化審法」「水質汚濁防止法：昭和45年（1970年）法律第138号」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律：昭和45年（1970年）法律第137号（以下「廃掃法」という。）」等の適用を受けている。

本稿ではこのうち廃掃法での処理時の具体的方法を示したガイドラインである「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」について相談できる処理施設の紹介をしたい。

廃棄物について

世の中のモノは（かなり乱暴であるが）「価値のあるモノ（有価物）」と「価値のなくなったモノ（廃棄物）」に分類される。価値のなくなったモノである廃棄物は、あとは捨てるだけであるが、「テキトーに」捨てられると環境衛生上問題がある。そのため廃掃法で各種基準が定められている。

不要になった泡消火薬剤や泡水溶液も廃棄物として扱われる^{※1)}ので各種基準に基づく適切な処理が必要である。

ここでいう適切な処理とは、対象となるモノをできるだけ無害な別なモノに変化させることであると理解していただきたい。

その観点から、廃棄物に関する誤った理解の例として、時おり耳にする話を紹介する。

泡水溶液等を「水で薄めて流せば濃度が下がるのでそれでいいでしょ」という主張である。

これは廃棄物処理としてみると大きな間違いである。処理したい対象の物質の量そのものが減っていないからである。

泡消火薬剤や泡水溶液を処理する、すなわち別な物質に変える方法としては、熱による「分解」やバクテリア等による「分解」がある。廃棄物処理は分解することで元の物質を無くすことと同義と理解してほしい。

※1) 廃掃法施行令第2条では廃棄物の定義が示されており、そこで「紙くず、木くず、繊維くず…」と記載されているが「泡消火薬剤」の記載はない。そのため泡消火薬剤は廃棄物に該当しないと理解される方がいるが、法文で全ての物質を漏れなく記載するのは現実的ではなく、そもそも不要になった段階で廃棄物として扱われるべきであり、廃棄物の分類の中で何を適用すればよいかを記載しているのである。

さて、この中で最も一般的といえる処理方法は、全国至るところに存在する燃焼方式を採用している産業廃棄物処理施設を活用した分解による処理である。そのため、「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」でも燃焼方式による分解処理方法を中心に記載している。

PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項について

泡消火薬剤や泡水溶液が廃棄物処理対象であることは前述の通りであるが、その中にはPFOSやPFOAが含まれている場合があり、より一層のキチンとした対応が求められる。その対応方法を具体的に示したものが、環境省廃棄物規制課が策定した「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」である。

「〇〇に関する技術的留意事項」は様々な種類の廃棄物に対してそれぞれ示されているが、泡消火薬剤等を対象にしたものは、筆者が知る限り2010年10月4日に示された「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」が最初である。この技術的留意事項は翌2011年3月に改訂版が示され、その後PFOS含有廃棄物の処理が始まっている。

2022年9月30日には対象にPFOA含有廃棄物も加えた「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する

技術的留意事項」が策定された。

この技術的留意事項には、処理に関する詳細な項目まで記載されているが、我々消防設備関係者は門外漢であり詳細を理解するのは難儀である。Q&A方式に取りまとめたので参考にさせていただきたい。

Q1 環境省が令和4年9月30日に策定した「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項(以下「技術的留意事項」)」とは何か？

A1 事業活動に伴い発生した産業廃棄物は「適正に」処理する必要がある(廃掃法第3条第1項)。その処理方法を具体的で一般的な方法としてガイドラインとして示したものだ。あくまでガイドラインであり法律ではない。

Q2 対象となる泡消火薬剤は何か？

A2 廃棄物として取り扱われる泡消火薬剤およびその水溶液のうち、PFOSおよびその塩や、PFOA及びその塩が含まれており、その合計濃度が規定値を超えているもの。或いは超えていると推察されるもの。

Q3 濃度の規定値は？

A3 $1\mu\text{g}/\text{L}$ ($=1\text{ppb}=0.001\text{ppm}=0.0000001\%$)である。 $1\mu\text{g}/\text{L}$ を超えるものが技術的留意事項の対象となり、 $1\mu\text{g}/\text{L}$ 以下のものは技術的留意事項の対象外である。なお、同じ型式番号の泡消火薬剤であっても製造時期によって技術的留意事項の対象となる場合とならない場合がある。日本消防装置工業会では各メーカーからの情報に基づき泡消火薬剤ごとに対象となる時期を一覧表に整理している^{*2)}ので参考にさせていただきたい。

※2)一般社団法人日本消防装置工業会「泡消火薬剤の扱いに関する資料(型式番号順)第六報」
日本消防装置工業会HPの「工業会情報」に掲載
(<https://shosoko.or.jp/>)

Q4 技術的留意事項において、「管理目標値」とは何か？

A4 処理施設において廃棄物をどこまで分解するか目標とする値であり、点検者や防火対象物の関係者はあまり考慮する必要がない。ただし、管理目標値($1\mu\text{g}/\text{L}$)は技術的留意事項の対象となるかどうかの判断基準値となっている。

Q5 化審法の規制対象となる泡消火薬剤等は技術的留意事項の対象になると理解しているが、規制対象外の泡消火薬剤等は技術的留意事項の対象外と判断してよいか？

A5 A3で記載した通り、合計濃度が $1\mu\text{g}/\text{L}$ を超えるものが対象となる。化審法の規制対象となる泡消火薬剤等であるか否かは判断に影響しない。なお、濃度が不明である場合は、技術的留意事項の対象として取り扱うことが望ましい。

Q6 合計濃度が $1\mu\text{g}/\text{L}$ を超える場合は技術的留意事項に基づいた分解処理方法(焼却処理)で処理能力を有することを事前確認できた処理施設に処理を委託するが、濃度が $1\mu\text{g}/\text{L}$ 以下の場合は焼却処理しなくてもよいか？

A6 濃度 $1\mu\text{g}/\text{L}$ 以下の場合は技術的留意事項に基づく必要はないが、泡消火薬剤は適正な産業廃棄物処理を行う施設(通常の廃アルカリ処理など)での処理が必要である。なお、処理方法は焼却によらずとも構わない。

Q7 技術的留意事項で示される焼却処理温度は？

A7 PFOS含有廃棄物：約 850°C 以上、PFOA含有廃棄物：約 $1,000^{\circ}\text{C}$ 以上(約 $1,100^{\circ}\text{C}$ 以上推奨)、滞留時間2秒以上を確保すること。PFOS及びPFOA含有廃棄物が混在する場合は温度の高いPFOA含有廃棄物処理条件にあわせる(PFOA非含有であることが確認できない場合はPFOA含有とみなして対応する)。なお、処理施設によっては示されている処理温度以下の温度で分解ができていることを確認している場合があるので処理施設に問い合わせ願いたい。

Q8 技術的留意事項で示された焼却処理の分解効率はいくらか？

A8 原則として99.999%以上が求められている。ただし元々の濃度が低く分解率が確認できない場合(濃度が低く分析できる限界濃度以下になっている等)は、別の手法で確認できる。

Q9 PFOS及びPFOA含有廃棄物の受け入れが可能な許可処理施設を確認する方法は？

A9 ①当工業会の資料「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項について相談できる処理施設の紹介」を参照する、②知己のある処理施設に直接確認する、③都道府県、政令市および一部の中核都市の廃棄物担当課に確認する等の方法が考えられる。

Q10 対象となる具体的な製品名は分かるのか？

A10 A3で示した「泡消火薬剤の扱いに関する資料(第六報)」を参照願いたい。

Q11 PFOA等の含有濃度を基準値以下に薄めれば技術的留意事項の対象外となるのか？

A11 基準値が示されているので、基準値以下に水等で薄めれば技術的留意事項の対象外となると考えられる。ただし、PFOA等の規制対象物質そのものの絶対量は減っておらず、廃掃法および技術的留意事項の策定の目的を考慮すると、技術的留意事項に従った処理方法を推奨する。

Q12 技術的留意事項を守らなかった場合に罰則等はあるのか？

A12 法律ではないので直接の罰則は設けられていない。ただし、廃棄物の処理として適切な対応は求められる。

Q13 PFOS含有泡消火薬剤にはPFOAは含有されないのか？

A13 一部のPFOS含有泡消火薬剤でPFOAも含有しているものがあることが判明している。

Q14 A3で規定濃度が $1\mu\text{g}/\text{L}$ ($=1\text{ppb}=0.001\text{ppm}=0.0000001\%$)を超えるものが対象とのことだが、技術的留意事項のどこに記載されているのか？(根拠となる文章はどこか？)

A14 ②技術的留意事項の4ページ「2. 対象【解説】3」に「6.1分解処理方法」の管理目標参考値濃度以下のものを対象外とする記載があるため、管理目標参考値濃度を超えるものが対象になると判断できる。②13ページに管理目標参考値として「 $1\mu\text{g}/\text{L}$ ($=1\text{ppb}$)」が示されている。

Q15 対象となる濃度が $1\mu\text{g}/\text{L}$ とのことだが、②技術的留意事項の12ページに $50\text{mg}/\text{kg}$ と記載されている。これは対象となる濃度の数値ではないのか？

A15 パーゼル条約では分解効率99.999%を必要としているが、元となる濃度が相当に低い場合は分解効率を達成できない可能性がある。そのため、 $50\text{mg}/\text{kg}$ 未満のものは分解効率を確認することが不要であると定めている。以上より質問への回答は「分解効率99.999%を達成できなくとも良く、確認が不要である濃度」となる。なお、 $50\text{mg}/\text{kg}$ は $50\text{ppm}=0.005\%$ の濃度である。

Q16 火災時に放出された泡消火薬剤等の廃棄は技術的留意事項の対象になるのか？

A16 点検や訓練で放出された泡消火薬剤等は化審法の技術基準で回収が求められているものなので、最終的には廃棄物として処理することになる。その際のPFOS等の濃度値が $1\mu\text{g}/\text{L}$ を超えていれば、技術的留意事項の対象になる。火災時に放出された泡消火薬剤等には回収義務が課されていないが、仮に回収できた場合は点検時等と同様の対応を行うことになる。

処理施設について

処理施設がPFOS等の処理能力を有することを確認するために技術的留意事項で求められていることはいくつかあるが、これまでの経験から特に重要と筆者が考えているのは純粋な処理技術のことではなく、受け入れ開始前に必要とされている以下の項目である。

●処理委託を受ける前に、所定の分解率を有することを確認しておくこと

分解率を確認するにはPFOS含有廃棄物やPFOA含有廃棄物を用いて実際に検証試験として処理作業を行う必要がある。しかしながら、PFOSやPFOAは化審法により製造が禁止されているため、新規調達が困難である。また、既存のPFOS等を含有している泡消火薬剤を用いた試験を行うにしても、過去に当該泡消火薬剤を製造していた会社にも在庫はなく、駐車場等の現場から勝手に持ってくるわけにもいかない。そのため各処理施設は試料の入手に苦慮している実態がある。

そのような環境下ではあるが、次ページの表の処理施設が、日本消火装置工業会が調べた「処理について相談できる処理施設」である。

2010年10月に最初の技術的留意事項が策定されたのは前述の通りであるが、日本消火装置工業会で紹介するようになった経緯は以下の通りである。

- ①どこが廃棄処理可能なか調べ方が分からない。
- ②技術的留意事項に基づく検証結果を見ても我々では処理能力があるか判断ができない。
- ③そもそも技術的留意事項で処理能力の確認を求めていることを消防設備関係者は知ることが難しく、適切な処理会社に委託できない可能性がある。
- ④廃掃法では不適切な処理が行われた場合の責任が排出事業者にあるが、泡消火設備の関係者では事実上素人であり、ハードルが高い。
- ⑤技術的留意事項が示されるよりも前の段階で「PFOS含有泡消火薬剤の処理が可能、認可を受けている」と自称する処理会社が複数現れたが適切な判断ができなかった。

以上より、日本消火装置工業会で専門家の協力を仰ぎながら各処理施設を紹介するに至ったのである。

その他

PFASを有機フッ素化合物の総称、発がん性のある物質の総称といったニュアンスで紹介される事例を目にするが、各国、機関により定義が異なっている。

日本では(恐らく仮の定義と思われる)、環境省のホー

ムページで「有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を総称して「PFAS」と呼び、1万種類以上の物質があるとされています。PFASの中でも、PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）、PFOA（ペルフルオロオクタ酸）は、幅広い用途で使用されてきました。これらの物質は、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、国内で規制やリスク管理に関する取り組みが進めら

れています。」と紹介されている。

発がん性については専門家による判断を待ちたいが、筆者は煙草に発がん性があっても喫煙者全てがかんにならないのと同じようなものなのでは？と理解している。

そうは言っても、将来どのような影響が出てくるか不明であるため、不要になった泡消火薬剤等については適切な廃棄処理を行なっていただきたく、本稿がその一助になれば幸いである。

処理施設名	所在地	電話番号	PFOS	PFOA	
				50ppm以上	50ppm未満
クレハ環境	福島県	0246-63-1331	○	○	○
	神奈川県	03-5767-9757	○	○	○
クレハ環境Web問い合わせ先 https://www.kurekan.co.jp/					
エコシステム千葉	千葉県	0438-60-7175	○	○	○
エコシステム山陽	岡山県	0868-62-1341	○	○	○
エコシステム秋田	秋田県	0186-46-1500	△	○	○
エコシステムジャパンWeb問い合わせ先 http://www.ecosystem-japan.jp/					
青木環境事業	新潟県	025-255-3360	○	△	○
三友プラントサービス	千葉県	0475-53-8011	○	○	○
	神奈川県	042-773-1431	○	○	○
早来工営	北海道	0133-64-1311	○	○	○
	大阪府	06-6651-0121	○	△	○ (10ppm以下)
ダイカン	大阪府	06-6913-8666	○	○*	○*
オリックス資源循環	埼玉県	03-5418-4817	○	未確認	未確認
ジャパン・リサイクル	千葉県	043-262-4716	○	未確認	未確認
琉球セメント	沖縄県	098-870-1080	○	未確認	○
琉球セメントWeb問い合わせ先 https://ryukyucement.co.jp/					
光和精鉱	福岡県	0120-582-380	○	○	○
光和精鉱Web問い合わせ先 https://kowa-seiko.co.jp/					
奥羽クリーンテクノロジー	青森県	0178-44-1061	○	△	○
奥羽クリーンテクノロジーWeb問い合わせ先 https://www.ohu-clean-techno.co.jp/					

PFOA含有廃棄物（もしくはPFOA含有廃棄物とPFOS含有廃棄物が混在しているもの）については、含有濃度50ppmを境に処理施設の対応が異なる場合があります。

○：相談可能 △：現在検正中 未確認：対応の可否も含め未確認

※ ダイカン社が処理可能なPFOAは「液状」のものに限ります。ウエス等の固体状のものは処理できません。処理委託する際の荷姿等は相談してください。

2025年度 蓄電池設備整備資格者講習のご案内

一般社団法人電池工業会

近年、産業経済の高度な発展や社会・生活環境の複雑化に伴い、大規模・高層の防火対象物及び地下街等が増加し、消防用設備等の設置基準が強化されています。これら消防用設備等に附置される非常電源として、蓄電池設備は非常に重要なものとして位置付けられており、火災、その他災害等で常用電源の供給が停止した場合は確実に機能しなければなりません。そのためには常日頃からの適正な維持管理が不可欠です。

消防用設備等に用いる蓄電池設備を維持管理するためには、専門的な知識と技能を必要といたしますが、一般社団法人電池工業会（以下「電池工業会」という。）で実施する「蓄電池設備整備資格者講習」を受講し、資格者となられた方はこの必要とする能力を満たすものであります。

一方、消防用設備以外に用いる非常用電源の維持管理については、火災予防条例準則の一部改正が平成30年9月30日付け消防予第198号により通知されました。この改正により従来「熟練者」に行わせるべきこととしていました蓄電池設備の点検及び整備を「必要な知識及び技能を有する者」として蓄電池設備整備資格者が指定され、各市町村では公報等によりこの旨が告示されました。この告示により蓄電池設備整備資格者の位置付けが確かになり、その役割は一層重要なものとなりました。

電池工業会では蓄電池設備に関する専門的な知識・技能を修得し、蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習を行っております。2025年度は次の要領で開催いたしますので、主旨をご理解の上一人でも多くの方が受講され、資格を取得されることを願いたします。

1 受講資格（次のいずれかに該当する方）

- (1) 第1種又は第2種消防設備点検資格者
- (2) 甲種（第1類～第4類のいずれか）又は乙種（第1類～第4類のいずれか）の消防設備士
- (3) 一級又は二級建築士
- (4) 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

- (5) 第一種又は第二種電気工事士
- (6) 1級又は2級電気工事施工管理技士
- (7) 自家用発電設備専門技術者
- (8) 蓄電池設備に関して3年以上の実務経験を有する者

2 費用

- 受講料
33,000円（内消費税額3,000円、消費税率10%）
- 合格者は、別途免状交付手数料 2,200円（内消費税額200円、消費税率10%）と郵送料320円（特定記録郵便代）が必要です。

※支払い方法はクレジットカード、コンビニエンスストア、ペイジーから選択できます。
一般社団法人電池工業会（登録番号T8010405010461）

3 受講申請

電池工業会のホームページからオンラインでお申し込みください。

顔写真及び「1 受講資格」で示した受講資格の証明となる免状の写し又は実務経験証明書をアップロードする必要がありますから、オンライン入力の前にもそのデータを準備してください。

4 講習実施

講習の実施については、蓄電池設備整備資格者講習実施予定表を参照してください。

【注意】

- (1) 定員になり次第締め切りますので、申請期間内においてお早めに申請してください。
- (2) 修了考査の結果は、ご本人宛のメールアドレスに考査後約1～1.5か月後に通知いたします。
- (3) 合格された場合、免状の交付申請を行う必要があります。

詳細につきましては、一般社団法人電池工業会のホームページをご覧ください。

<https://www.bai.or.jp> → [メニュー・講習]

2025年度 蓄電池設備整備資格者講習 実施予定表

実施地	実施日	講習会場	講習実施機関	申請受付期間
北海道	2025年 6月12日(木) 6月13日(金)	かでる2・7(北海道立道民活動センター) 〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル	一般社団法人 北海道消防設備協会 〒060-0004 札幌市中央区北4条西5-1-4 大樹生命札幌共同ビル3階	4月28日(月)) 5月11日(日)
東京都①	7月3日(木) 7月4日(金)	連合会館 〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11	一般社団法人 電池工業会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館3階	5月2日(金)) 5月11日(日)
宮城県	7月24日(木) 7月25日(金)	ハーネル仙台 〒980-0014 仙台市青葉区本町2-12-7	一般社団法人 宮城県消防設備協会 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館2階	5月30日(金)) 6月12日(木)
愛知県	8月7日(木) 8月8日(金)	ウイंकあいち(愛知県産業労働センター) 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38	一般財団法人 愛知県消防設備安全協会 〒453-0016 名古屋市中村区竹橋町36-31 3階	5月30日(金)) 6月12日(木)
大阪府	8月28日(木) 8月29日(金)	たかつガーデン(大阪府教育会館) 〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11	一般財団法人 大阪府消防防災協会 〒540-0008 大阪市中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビル7階704号室	7月4日(金)) 7月13日(日)
新潟県	9月18日(木) 9月19日(金)	新潟ユニゾンプラザ 〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2	一般財団法人 新潟県消防設備協会 〒950-0965 新潟市中央区新光町10-3 技術士センタービルⅡ2階	7月23日(水)) 8月5日(火)
徳島県	10月2日(木) 10月3日(金)	あわぎんホール(徳島県郷土文化会館) 〒770-0835 徳島市藍場町2-14	一般財団法人 徳島県消防設備協会 〒770-0873 徳島市東沖洲2-14 沖洲マリントーナメントビル1階	7月25日(金)) 8月8日(金)
東京都②	10月30日(木) 10月31日(金)	機械振興会館 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館6階	一般社団法人 電池工業会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館3階	9月5日(金)) 9月12日(金)
鹿児島県	11月13日(木) 11月14日(金)	かごしま国際交流センター 〒892-0846 鹿児島市加治屋町19-18	一般社団法人 鹿児島県消防設備安全協会 〒892-0854 鹿児島市長田町1-16 NSビル3階	9月17日(水)) 9月30日(火)
神奈川県	11月27日(木) 11月28日(金)	神奈川県電気工事会館 〒231-0034 横浜市中区三吉町4-1	一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会 〒231-0023 横浜市中区山下町一番地 シルクセンター4階408号室	10月3日(金)) 10月12日(日)
福岡県	2026年 1月15日(木) 1月16日(金)	福岡県自治会館 〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27	一般財団法人 福岡県消防設備安全協会 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前 4-13-18 CIRCLES音ノ葉博多7階	11月21日(金)) 11月30日(日)
東京都③	2月4日(木) 2月5日(木)	機械振興会館 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館6階	一般社団法人 電池工業会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館3階	11月20日(木)) 11月29日(土)

(注) 定員になり次第締め切りますので、申請受付期間内において、お早めに申請してください。

第三回 建設業 & 設備業DXフェア2025

一般社団法人全国設備業DX推進会

建設業の残業規制への対策や働き方改革の対応、ノーコードツールや生成AIなどを活用して業務自体のやり方を変革していくDXへの取り組みなどをキーワードに、様々な業務を効率化するDXソリューションの展示とセミナーコンテンツをご用意しています。

【日 時】2025年4月18日(金) 10:00~18:00

【場 所】東京都立産業貿易センター浜松町館3階展示室
東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝

【参加費】無料・事前予約制

詳しい内容は下記ホームページに掲載しています。

📄 <https://setsubi-itfair.webexpo.jp/exhibition/dxfair2025/>



注目コンテンツ	最新DXツール展示、セミナー & ワークショップ、豪華景品大抽選会
セミナー①	Windows 10サポート終了対策とIT導入補助金2025徹底活用セミナー Windows10サポート終了に伴うリスク対策とIT導入補助金2025の特長と採択のポイントを徹底解説！
セミナー②	平山建設が行う協会会社も含めた現場DX実践事例セミナー DXを活用し協会会社も含めた建設現場全体の生産性向上をされた事例をご紹介します！
セミナー③	改正建設業法の徹底解説セミナー 建設業界で働く労働者の処遇改善を目的とした建設業法の改正、どのような影響が出るかも含めて徹底解説！
基調講演	パネルディスカッション「2025年で建設DXは進むのか!?」 建設業法の改正に伴い元請けと下請けの関係性は変わるのか!? 各立場のパネラーが徹底討論！
体験コーナー	拾い出し積算体験、kintoneアプリ作成体験、建設キャリアアップ運用体験

【共催】関東電気工事青年部連合会、全国管工事業協同組合連合会、一般社団法人全国設備業DX推進会、東京都消防設備協同組合、全国建設業DX推進会

【後援】東京都管工事業協同組合

【問い合わせ先】一般社団法人全国設備業DX推進会 建設業 & 設備業DXフェアイベント事務局
Tel.03-6262-0102 E-mail: setsubi-it@nakashima.co.jp HP: <https://www.setsubi-it.jp/>

見やすく! 検索しやすく! スマホ表示にも対応!! ホームページをリニューアルします

日本消防検定協会

2025年4月に当協会のホームページをリニューアルいたします。

一般の方や消防関係者の方が必要な情報にすぐにアクセスできるようレイアウトの見直しを行い、スマートフォンでの閲覧時に見やすくなるようスマホ表示にも対応します。

また、ホームページ上で検定対象機械器具の失効状況などの型式情報の検索がしやすくなります。

協会について 業務について 消防機器について

一般の方向けのページ

消防関係者の方向けのページ

消防関係者向け

型式情報検索

ENGLISH

お問い合わせ

協会からのお知らせ

2025.02.17 お知らせ

申請状況1月分

2025.02.17 入札

ホームページが新しくなりました。

機関紙

2025.02.10 機関紙がより

令和5年1月(第505号)

2025.02.10 機関紙

令和4年3月 第76号(別冊)

消防機器について

住宅防火の知識

身近にある消防機器について

よくある質問

住宅火災

スマートフォンで見やすくなります!

型式情報が検索しやすくなります!

日本消防検定協会ホームページ
<https://jfeii.or.jp/>

QRコード

※レイアウト等は変更する可能性があります。

今月の資格講習紹介コーナー

防火対象物点検資格者講習

何ができるの？

防火対象物点検資格者は、消防法に定める防火対象物定期点検報告制度における点検実施者として、一定の防火対象物について、防火管理の実施状況など火災予防上必要な事項を点検することができます。さらに防火対象物点検資格者は、防火管理業務の遂行上管理的・監督的地位にある場合、防火管理者となることができます。

誰が受けられるの？

消防設備点検資格者として3年以上の実務の経験を有する方、消防設備士として3年以上の実務の経験を有する方、防火管理者として選任され3年以上その実務の経験を有する方、市町村の消防職員で、5年以上その実務の経験を有する方又は1年以上の予防関係の実務経験を有する方など一定の受講資格が必要です。

※詳しくは、ホームページの「講習の手引」をご覧ください。

(講習▶各種申請書▶講習の手引)



防火対象物点検資格者講習を含め、次の講習の内容、実施予定などについては、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページをご覧ください。

<https://www.fesc.or.jp/>

消防設備点検資格者講習

防火対象物点検資格者講習

防災管理点検資格者講習

自衛消防業務講習

可搬消防ポンプ等整備資格者講習

各種講習実施予定

月刊フェスク 4月号 No.522

令和7(2025)年3月25日(毎月25日発行)

発行人 鈴木 康幸

発行所 一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館10階

TEL.03-5422-1491 FAX.03-5422-1583

問い合わせ先一覧 <https://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

大阪支所

〒542-0081 大阪市中央区南船場3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル10階

TEL.06-6244-2433 FAX.06-6244-2435

名古屋事務所

〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階

TEL.052-218-5075 FAX.052-223-0129

制作・編集 大和企画印刷株式会社